

令和2年第3回東大和市議会定例会会議録第11号

令和2年9月3日(木曜日)

出席議員 (21名)

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員 (34名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	鈴木俊也君

文書課長 加藤泰正君
地域振興課長 石川正憲君
子育て支援部副参事 榎本豊君
福祉部副参事 石嶋洋平君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 廣瀬裕君
学校教育部副参事 富田和己君

市民部副参事 宮田智雄君
保育課長 関田孝志君
青少年課長 石川博隆君
生活福祉課長 川田貴之君
環境課長 下村和郎君
都市建設部副参事 梅山直人君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
中央図書館長 當摩弘君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（中間建二君） 昨日に引き続き、18番、東口正美議員を指名いたします。

○18番（東口正美君） おはようございます。それでは、昨日の御答弁を踏まえて、再質問を行わせていただきたいと思っております。

まず、空家の実態調査についてお伺いいたします。

同僚議員が何度も散見される空家や空き店舗の状況を見て、早く調査してほしい、利活用を進めてほしいという質問をこれまでもしてまいりましたが、今回、実態調査がまとまりまして、改めて数字が出るといういろいろ思うことがありますので、今回、質問をさせていただきます。

まず今回、行われた実態調査の数値については、壇上でも述べさせていただきましたが、住宅・土地統計調査というのが平成30年度、行われておりますけれども、まずここで、統計調査でされた空き家というのは、何件になっているのかお教えてください。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 住宅・土地統計調査、平成30年度の数値でございますが、市内における空き家の総数は3,780戸となっております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ですので今回の実態調査、まず戸数、数え方が違って、共同住宅、例えば6件あったとして、1件しか入ってなかった場合は、統計調査では5戸、空いてるというふうに考えますけれども、この一つのお部屋でも埋まっていれば、これは空家じゃないというカウントになるので、今回、空家として認定されたのが350件ということで、数字的な乖離があるなというふうに思っているのと、一方で1件でも入居していたら共同住宅は空家じゃないというのを聞いていたので、今回の調査で6棟も共同住宅が空家認定されたというのは、比較的、結構びっくりしているのと、また店舗兼居住というところは26棟ということ、上がっていて、これ結構深刻なんじゃないかなと思うんですけれども、この点、担当どのような認識でおられますでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 今回の調査の結果、築年数、外観調査からうかがえる管理上の問題、ともに共同住宅、店舗併用住宅は、戸建て住宅の空家に見られる兆候と大きな違いはございませんでした。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、この現地調査を2回にわたって行っていただいている、これ大変に御苦労の多い調査だったと思うんですけれども、この現場を一軒一軒、歩くという中で調査の内容というのは、非常に大事なデータだなというふうに思っているんですけれども、その中でちょっとこの調査についてももう少し教えてもらえればと思うんですけれども、私有地、私道に入らないと調査ができないところは三角になっている。これが全体のどれぐらいあるのかということと、1巡目、2巡目と行く中で、1巡目の最初の空家判定と2巡目で、結局、

絞り込んで350件になったっていうところで、どれぐらい乖離があるのかなっていうことを教えていただければと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 1つ目、敷地内に防風林などの庭木があるため、建物を目視することが困難なものなど、私道、私有地に入らないと確認できない建物は、1巡目調査において39棟ございました。また、1巡目調査で抽出した空家候補565棟のうち、2巡目調査で居住使用が確認されたものは215棟であります。以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

現場、歩いたことで、いろんなことが細かく分かったのではないかと思いますので、貴重なデータですので、よく鳥の目、虫の目って言いますが、魚の目というのもあるというのを今回知って、広く見ると、細かく見ると、あとやっぱり時代の流れとか、そのときの状況を見極めて見ていくんだということもありましたので、大事にしてもらいたいなと思っております。

続きまして、テンポよくいきたいと思います。アンケート調査について伺います。

アンケート調査の結果が非常に、回収率が67.4%と高かったんですけども、なぜこれだけ高い回答をいただけたのかということ、担当としてはどのようにお考えでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） アンケート調査の回収率が高かった理由の一つとして、返送先を委託業者ではなく市としたこと、期限内に回答がなかった所有者等に改めて協力のお願いの書類を送付したことなど、調査方法を工夫したことがあると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そのアンケート調査を行っているところに直接送ってもらえば、そのまま分析してもらえるのを、あえて送付先を市役所にした、役所にしたのはどういう理由でしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） アンケートの返送先を市をお願いをした理由としましては、一つには市の取組の姿勢を御理解いただくということと、また個人情報の取扱い等々を含めて、市民の方等々に安心していただくために、そのような取組を行いました。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 非常に貴重な視点だというふうに思っています。

続きまして、この回答が、それでもなかったところがあると思うんですけども、117、済みません。違いますね。

回答がなかった。114件かな——なんですけど、先ほど調査1回して、回答のなかったところにもう一回、アプローチしているけれども、回答がなかったという理解でいいでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうなると、この返ってこなかったところがすごい心配になるんですけど、このアンケートが返ってこなかったところは、今回、空家のアンケート送付をしたのは、税情報による住所に送られていると思うんですけども、この回答がなかった方たちは、例えばちょっと税が滞納ぎみだとかいう方が、分かっただけなのかなとかどうなのかってことを伺いたいんですけども。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 空家特措法第10条の規定に基づき、内部利用が可能とされているものは、空家等の所有者、納税管理人等の氏名、住所等、空家に関する調査や管理不全や活用に対する対策などに限ら

れており、税の滞納情報は内部利用の対象外となっているため把握しておりません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） それは今、空家を調べてる部署から滞納状況を確認することはできないと思うんですけど、税関係の人が、もう一度その調査の返答があったかどうかという確認は取れるんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回のアンケート調査につきましては、特措法に基づいて、空家の主管課である都市計画課が税の情報を取得しまして、宛名情報ですね、アンケートをかけております。税のほうはですね、ただ空家の特措法に基づいて要求された情報を提供するという立場にありまして、アンケート調査の結果、出てない方がどうのこうのと、そういうところまでの権限はないものと思っています。

以上です。

○18番（東口正美君） リンクしないってことですよ。ほかの方の御質問で、所有者の不明の土地は4件が3件になったみたいな感じで、少ないので大丈夫だと思うんですけど、やっぱりちょっとデータを、今回、見せていただくと所有者の年齢が高かったりするので、ちょっと心配になるので、できれば時間を空けないでもう一回、何かアプローチしたほうがいいのではないかというふうには思っています。御検討いただければと思います。

続きまして、アンケートの結果から読み取れるということ——ではないかということを確認したいんですけども、先ほど言ったように、1巡目、五百何十件、2巡目、明らかに住んでないだろうと思われた350件に、今回アンケート調査を送っているんですけど、そのうち117件に居住使用ありっていう回答が返ってきたのは、私としては意外に高い確率ではないかと思っているんですけども、担当はどのように思ってますでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 入院や仕事、または家庭の事情などで、一定期間、家を空けてはいるが、居住しているというケースや、物置等として使用しているケースなどは、現地調査では把握が難しかったことから、このような結果になったものと捉えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。なので空家問題っていうと、何かこう、この調査を進めていくと、すごく何かいろんなこと解決しそうなんですけど、実は複雑な問題がいろいろ絡んでるんだなということを改めて感じます。

また、このアンケート調査では、特に困っていることはないという回答も比較的多かったと思うんですけども、持ってる御本人は困ってないんですけど、管理上は少し問題じゃないのかっていうような、不適正な管理の方っていうのは、この困ってない方たちの中にいるんでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 特に困っていることはないとの回答がありましたのは48棟でございましたが、このうち管理不適正空家等に該当するものは6棟でありました。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうすると本人はあまり困ってないけど、この先、問題が起きる可能性があるところも6棟あるという理解をいたしました。

あともう一つ、アンケートの中でちょっと気になったのが、公共の目的のために利用したいっていう明確な意思があるところが2件あって、公共のっていうことなので、どうしてもこの行政側のオーダーがあったらいいなと思ってる人が2人いらっしゃるっていうことなんですけれども、この辺もこれから考えられると思うん

ですけど、この辺への対応はどのようにお考えでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 他の自治体におきましては、空家をサロンや子育てなど、地域コミュニティの拠点として活用する事例などがあると承知しております。公共目的での利用に当たっては、都市計画上の用途が合致することはもちろんのこと、耐震性を有することなど、空家等の状態が重要であります。加えて、立地や広さなどが施設利用者のニーズに合致することなどが必要と考えられます。

以上を踏まえ、今後、空家等対策計画を検討する中で、他の自治体の事例も参考にしていまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

今までの質問は、ちょっと調査を読んで気になるところを確認をさせていただきました。次に気になっているのが、一方、今、空家の調査や計画をしようとしているのは都市計画なんですけど、もう一方でふだん、私たちが市民の方から、あそこの隣の家の木が伸びてきてしまったんだけど、どうしましょうとか、あそこの家が住んでないようでちょっと心配なんですけどみたいな御意見をいただいて、つながせていただいているのは防災課のほうで、いわゆるこの防災や防犯上の問題を抱える住宅の情報というのは、そちらにストックされていると思うんですけども、昨日いただいた答弁の中では、そういう空家とされていたところに、実は居住実態があったりとかってということがあったわけでございますが、この防災・防犯上、問題を抱えている住宅と、やっぱりこの今回の調査で空家ってなったところが、完全には一致しないんだと思うんですけど、その辺のことをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話があったとおりですね、実態調査の結果、居住実態があるというところもございましたが、従前から市のほうでも近隣住民からの通報や苦情によりまして確認した結果ですね、空家ではないということが判明するケースが多々ございます。その場合のことなんですけども、空家でない場合につきましては、いわゆる空家の特措法が適用できないということになりますので、調査権限等が制限されてしまいます。

それで、従来どおりの対応しかできないんですけども、例えば敷地内の樹木が繁茂して、道路のほうに通行上の障害が出るとか、あと害虫とかですね、著しい衛生上の問題があるという場合につきまして、その居住者の所有権や財産権に最大限配慮して、関係部署と連携して対応していくというふうになるというふうにございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

なので空家実態調査ができて、協議会ができて、対策委員会、対策が組まれたら、私たちがふだん空家問題なんじゃないかなって、ざっくり思っていることが、全てこの計画を進めていくことで解決してくのかっていうと、そうではないっていうことを、ちょっと認識を共有させてもらって、そのところが今後、本当に住む人がいなくなってしまって空家になって、さらに問題が深くなるということのを避けていかなければいけないという意味で、ちょっとこの質問はさせていただきましたので、担当、大変だと思いますけれども、よろしくお願いたします。

続きまして、もう一つ、管理不適正空家等についての質問させてもらったんですけども、今も言ったように協議会ができて、計画ができて対応するっていうことなんですけど、御答弁にもあったように、持ってらっ

しゃる方が案外高齢なので、それ待っていいのかなっていう気がしておりまして、今回37件という非常に一軒一軒お話、聞けるんじゃないかなっていう件数の結果が出て、しかもアンケートである程度その方たちの御意向が分かっているので、計画を待たずにこの37件には、一緒に寄り添いながら問題解決していくということもできるのかなと思うんですけども、この点、確認させてください。

○総務部参事（東 栄一君） 今回の調査ですね、将来、特定空家等になる可能性がある空家を、管理不適正空家ということで37棟を認定をいたしました。この調査後ですね、改めて都市計画課と防災安全課の職員等ですね、全ての空家を確認いたしました。衛生面や景観面ですね、それから周辺生活環境の関係を照らしてみ、著しく管理不適正が進んでいるという空家は、それほど多くはございませんでした。

37棟のうちですね、約4割弱の14棟ほどが、この実態調査を行う以前からですね、近隣の皆様の苦情等によりまして、私どものほうで情報が入ってる空家で、その都度、対応してきたということもございまして、この14棟につきましては、今後ですね、引き続き対応していくことになると思いますし、残りの23棟につきましても定期的に、一応、空家であるという認定がありますので、定期的に実態だけは把握しながらですね、対応していければなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 現状のことは理解いたしました。それでは、先に進みたいと思います。

続きまして、今後の対策ということで、若干調査は、うちの市は後発のほうに入るのかもしれないんですけども、後発だった利点を生かして、いろんな市がいろんな取組を空家については既にしているので、取り入れてもらいたいなと思っておりますけれども、御答弁でいただいたのは先駆的空き家対策東京モデル支援事業ということで、これが指定されてるのが、採択されているっていうんでしょうか。日野市、調布市、町田市で、町田市は空家対策というよりは、この調査のところからモデルケースになっているので、違うのかなと思ってるんですけど。調布市、日野市で、どの点を注目しているのかということと、これ東京都の補助事業ですけど、例えばうちの市もこのモデルケースで、これから補助金を取っていくような、そういうことを考えているのかっていうことを伺いたいです。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 令和元年度に、先駆的空き家対策東京モデル事業に採択されたものとしまして、日野市についてであります。まちと空き家の学校制度創設事業としまして、まちと空き家の学校のテキストの作成、まちと空き家の学校運営方針の策定、広報媒体の作成などにより、空家を地域の資源として活用する人材を育成することを目的に、まちと空き家の学校を開校する体制の構築に取り組んでおります。

また、調布市では、築15年以上経過した戸建て住宅の所有者を空き家予備軍と想定し、予備軍とされる方々の意向を把握することで、今後の空家等対策に生かす手法の構築に取り組んでおります。

また、当市におきましては、御紹介がありました3市のようなですね、先駆的空き家対策に対する補助については、現時点では想定はしておりません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。東京だけでなく、さらに地方に行けば、もっと深刻でいろんなことをされてるところもありますし、本当に地域ごとに、どう行政的なインセンティブをかけたらいかがなのかっていうのは、本当にいろんなことが事例で上がっているんで、ぜひそこを超える対策が練れたらいいなと思います。

続きまして、協議会の設置について伺いましたけれども、このメンバーは今、御答弁でいただいたのは、法

務や不動産など様々な分野からっていうことですが、この協議会の中に入る人たちには、何かこう決まり事が、こういう資格がなきゃいけないとか、そういうことがあるのかっていうことが聞きたいのと、この協議会にどういうメンバーをそろえるのかっていうことが、次への対策の大きな鍵を握るので、いろんなアイデアを持ってる人を広く公募できないのかなと思うんですけど、不動産屋さんや、いろんな権利関係のことをやる法律的な人や、そういう方が必要なのは分かるんですけど、まちづくりみたいなことでいろんな空家対策のアイデアを持ってるような人たちを公募するか、そういうことをお考えでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 空家特措法に基づく協議会とする場合には、構成員の規定として市町村長が必須と定められておりますが、その他は専門構成員の専門分野の例示がされております。

当市が空家等対策協議会を設置する際の構成員については、法の例示や他市の状況、また今御質問いただきました公募による状況、それらを含めてですね、他市の状況を参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。多彩な人材が集まってくれることを願っています。

続きまして、その方たちがいろいろ話合いをして、計画が出来上がってくると思うんですけども、この計画は時間的にはいつできる予定でしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 空家等対策計画の作成の時期については、令和元年11月に作成した東大和市実施計画において、令和3年度から令和4年度にかけて、空家等対策計画を作成していく旨、位置づけでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ということは、令和5年に近いところっていう理解でいいのかと。令和3年と4年なので、4年までかけてってことで、5年に近いっていう理解をしました。結局2年ぐらいかかるかなっていうふうに思います。その2年が、早いのか遅いのかって思うと、もったいないなっていう気はちょっとしてます。

続きまして、予防策ですね、先ほども言ったように、恐らく今回の現地調査を考えると、350件に絞ったけれども、さらに空家になっていく可能性は高いのかなっていうふうに理解をすると、予防を考えなきゃいけないかなと思ってんですけど。例えば埼玉県では、おしかけ相続講演会みたいな、まだまだ考えてないような方たちのところに行って、将来こういう問題が起きそうですからお考えくださいみたいな講座をしたりするんですけど、当市で今後の予防策、もちろんこれから計画の中に入ってくると思うんですけども、何かお考えがあればお聞きしたいです。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 空家発生の予防についてでございますけれども、議員がおっしゃられるとおり、消費者の方々がまずその認識を持つことが大切だと考えておりますので、空家問題とはどういう問題なのか、地域にどのような影響を与えるのか、相続人を含む所有者の責務が何なのかといったことを、まずは理解してもらってるところからスタートすべきだと考えております。その理解があつてこそ、将来に向けた備えが重要であることが認識されると考えております。したがって、空家等対策計画を作成していく中で、様々な分野の方の意見を聞きながら、多くの方に空家問題が理解されるような周知啓発方法について、検討していきたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） よろしく申し上げます。

今回、私が空家の質問をしようと思ったのには、お一人の市民の方からの御相談がありまして、それは具体的には94歳のおじいちゃまで、奥様が80代後半なんですけれども、94にして実家を相続することになったんだけれども、どうしたらいいだろうかっていう御相談でした。リハビリ・デイサービスに通う元気なおじいちゃまでですけど、埼玉県のちょっと離れた町だったんですけど、現状も分からない、お連れすることもできない、手続の書類だけ見せられてって思って、取りあえずその町に連絡をさせてもらいました。

そしたら、様々な取らなきゃいけない手続プラス、こういうことで行けそうもないし、この後のことをどうしたらいいかっていうふうに持つてる方は言ってるんですけどって言ったら、じゃホームページから空き家バンクに登録できますから、1枚、書類、一緒に送ってくださって言われたので、もうさすがにその94歳のおじいちゃまたちがホームページを見たりとか、そういうものを出したりとかはできないのでお手伝いをさせていただいて、1枚ひょろって送ったら、もうその空き家バンクから日を置かず現地写真がババ、バババって送られてきて、その上に載ってるものはこういうものですよっていうのを送られてきて、ああこんなに便利なんだ空き家バンクって、初めてこの実感をしたわけです。

何でこのタイミングで、この話かっていうと、94歳で実は6人兄弟の末っ子で、まさか自分が実家を継ぐなんてって、想像もしてこなかった人生が、そういうことになったときに、ああ何だろう、相談窓口ってすごく必要だなって思ったんでございますね。

なので次、相談窓口の話にもなるんですけど、今は防災課のほうが様々空家の管理についての相談は受けてくださってると思うんですが、先ほどの37件に早くアプローチしたほうがいいんじゃないかなと思うのは、そういう1個1個の事例というのは、やっぱり人生100年時代に近づいていて、私たちが想像するのは、もっと違うことで困っているってことと、あとやっぱり持っていらっしゃる方が、アンケート結果でも明らかなように、もう80代の方とかがいらっしゃるっていう中で、認知症にもなられるかもしれないし、そう思うとこの2年がもったいないと思うんですけど、なので協議会と対策計画を立てながら、この2年間並行して、このアンケートで寄せられて、相談乗ってもらいたいって意向がはっきりしてる人に対しての相談窓口の設置っていうのが必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 空家等に関する相談の中には、法律や不動産流通に関する専門家の知識やノウハウが必要な事例があると考えています。相談窓口の設置につきましては、専門家で構成する空家等対策協議会において、当市においてどのような対応や連携が求められるかななどを検討し、空家等対策計画を作成する中で位置づけていく必要があると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 並行させられないということですよ。時系列ごとにしかいけない。でも、その37件の具体的事例の中には、必ず対策に生きる生の声があるはずなんですよ。なのでいろんな業務があって、いろいろ大変なのは分かるんですけども、そこに当市の特徴が必ず、ほかの先進事例では分からない、当市が抱える問題が37件の中に宝のように眠っていると思うと、協議会を立てて、計画を立てた後に、この37件に手つけてるっていうのは、もったいないってすごく思うので、今の御答弁は理解しますが、ぜひもう一回お電話してあげたら、相談、具体的にどんなことでお困りですかって言ってあげて、さっき言った埼玉県のあの町の空き家バンクも、写真は送ってきてくれたんだけど、実情、教えてくれたら、町の不動産屋さんに、あと電話していただきたいって電話番号を教えてくれて、その後、町の不動産屋さんと様々御相談させてもらったってことなので、一旦、受けるけど、あと振るっていうこともできると思うんですよ。なので、この宝の

37件を、ぜひ職員の、その方の手でちょっと触れていただくと、生きた計画ができるのではないかなというふうにすごく思います。

続きまして、まちづくりのほうに、今回のこの調査が、都市マスタープランや住宅マスタープランに、どのように反映されるのかについてでございますけれども、この都市マスタープラン、改めて見させてもらったら、平成36年なので令和6年には9万人になってるという想定のもとにつくられておりましたけれども、残念ながら人口減少が当市も始まっているという状況の中で、このマスタープランを、この先も考えていくためには、今回の住宅地図に全て落とし込まれた情報というのは、物すごく大事な情報だなというふうに思っております。

この都市マスタープランの中には、各地域ごとの住宅の在り方、都市の在り方ということも書かれているんですけど、道の交通のことも書かれておまして、例えば一般質問で、私道ばかりのところありますよってというような質問もさせてもらったんですけど、新堀のそういうところは、それでも4メーターあるのでどんどん建て替わってってしまうんですけど、もしそこにちょっと空家が増えてきてるようだったら、道を整えながら少し道幅を広げるとか、そういうこともこの今回のデータをきちんと分析していくと、できるのではないかなと思ったり、また住宅マスタープランにつきましては、住み替えを促すみたいなことが、空家を使って住み替えを促すってようなことが書かれていたんですけど、例えば先ほどのところのように、もう住んでる間から次のことを考えてもらうっていうんで、流山市なんかは空家になる前に、大きなおうちで、もう階段に上れないような高齢者の方たちに、住み替えませんかみたいなことを勧めて、その大きな住宅に子育て世帯を、住んでもらうみたいな、ちょっとまだ計画があるだけで進んでる感じはちょっとホームページからはしなかったんですけど、そんなことも考えていたりするので、もう一度この住宅マスタープランや、都市マスタープランとかへの反映をどのように考えているのかお聞かせください。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 都市マスタープランでは、木造建築物が密集している南街地区や新堀地区については、建物の不燃化促進とオープンスペースの確保、並びに生活道路の整備により、安全性の向上と住環境の改善を目指しますというふうに規定しております。

ほかの自治体におきまして、こういった防災まちづくりの観点から、空家を活用している事例として、除却後に防災空地や防火水槽などの設置をするというような取組がありますが、東大和市においてどのようにまちづくりと空家の対策を結びつけていくかなど、今後やはり空家対策計画を作成していく中で、検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時 9分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） 空家の問題は、今コロナ禍で、在宅ワークとかりモトワークとかっていうことで、少し大きなおうちを求める人たちが増えているのと、今まで都心に都心に向かって向かっていたのが、通わなくていいんだったら少し遠くたって広い家がいいじゃんって思う人たちが増えてるってことを考えると、やっぱり今回の調査で、済みません、空家は350件じゃなくて、居住実態のない233件で、何回か間違えたのであれ

なんですけど、この233件が、早く市場に出ることがいいんじゃないかなって私としては思っています。そのためにも、先ほども何度も言うように、計画つくってからやってると、また時代の流れが変わってしまう。今、区画が大きい土地の中に、比較的大きなおうちがある東大和にとっては、今すぐこの活性化のチャンスじゃないかなって思いますので、こういうことを、私は今回の調査を見て考えたんですけども、これ最後ですけれども、今回のこの調査を受けて、今後の東大和市の取組について、もう一度伺いたいと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） やはりまず、空家がなぜ市場に流通せずに空家の状態で放置されてしまうようなことになってしまうのか、個々の事情を含めて分析することが必要であるというふうには考えてはございます。その上で、議員おっしゃられるような、東大和市の立地的な利点を生かした対策などにつきましては、やはり、繰り返しになってしまいますけれども、法律や不動産などの専門家で構成される協議会の中で、様々な角度から検討を加えた上で、空家等対策計画の中で施策として位置づけていくことが重要であるというふうには考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 何とぞよろしく願いいたします。

高齢者の皆様は、やはり自分の体のことも大変ですし、やっぱり誰かがきちんと寄り添ってあげないと、進むものも進まない。じゃ、お子さんたちについて言うけど、お仕事してて忙しいっていうときに、ちゃんとゆっくりお話、聞いてあげると糸口って必ず見つかるはずなので、その辺は丁寧にお取り組みいただきたいと思います。

続きまして、終活の問題にいかせていただきます。

今回、空家の問題から、もう少しこのまちづくりとか利活用の話にいかうかと思ったんですけども、このことを学びながら、もう二方、思い浮かんだ人生の先輩たちがおりまして、お一人はもう10年以上、議員になる前に関わらせていただいた99歳のおばあちゃんです。1人で大きなおうちに住んでいて、身寄りがなくてっていう方でした。みんなでお葬儀してねって、いつも近所の人たちに言いながら、最期、亡くなられた後は、自分の御遺体も献体にきちんと申し込んでるような気丈な方でしたけれども、おうちの問題だけじゃなくて、自分の最期っていうことを託せない方がいるんだなっていうふうに思ったのと、結果、その方が住んでたお宅が、しばらくそのままであったなっていうことと、今10年以上たってやっとなんて更地になって、販売ののぼり旗が立ってるっていうのを見ると、空家とか相続とか、そういう問題だけではなくて問題が発生してくるんだろかなということが、一つ推察されたので、やはり終活の問題というのを取り上げようというふうに思いました。

もう一方は、もう少し若いおばあちゃまでしたけれども、やはり身寄りがなくてということで、お元気だったのでなかなか介護サービスにもたどり着かず、そうしてる間にお病気になられて亡くなられてしまったという形で、その後、いろいろおうちも持ってたし、事後処理をどうされたのかなっていうことを心配をするような方との出会いもありました。なので、やはりこの空家の問題は、そのいろいろな問題の中の一部、人生最期を迎えたときの一部なんだなっていうふうに思ったので、今回、次の質問を終活にさせていただきます。

まず、この件は荒幡議員が以前に質問もしておりますので、それを踏まえてと思ったんですけども、終活についても、各自治体いろんな取組がされております。御答弁をいただいて、当市ではなかなかそういう相談事はないっていうことだったので、ちょっと各市の事例を、こんなことやってますよっていうことを挙げさせていただきながら、話を進めていきたいと思ったんですけども、まずこの磐田市の終活おうえん窓口っていうのは、誰でも終活の相談していいですよっていう窓口をつくられたっていうことなんですけれども、そもそ

もは、認知症になられたおじ様夫婦を介護した方の話が出てたんですけども、お子さんがいないと、次がおいつ子、めいつ子が近い関係の中で面倒を見ていくんだと思うんですけど、もう面倒を見る段階で認知症になられてしまっていて、もっと早くいろんなことを聞いておけばよかったっていうようなことがあって、終活相談を市役所でできたらいいんじゃないかっていうことでスタートしたそうです。

この終活おうえん窓口に来られる多くの方たちは、終活って何から始めたらいいんですかっていうような、非常にまだまだざっくりとした、ただやっぱり自分のこの先が心配だということが多いというのが、磐田市の事例です。元気なうちにいろいろお話を聞いて、エンディングノートなども配っているということです。

神奈川県は、一度、荒幡さんが取り上げて、独り暮らしで所得が低い人へのこのエンディングプラン・サポートというので、事前に葬儀のことを契約しておくっていう仕組みを市役所が持っていて、これはもう所得が低い方っていうふうに決まっている事業でございます。これは、この件は荒幡さんが1回取り上げたときに、民業の圧迫になるんじゃないとか、幾つか問題点を、また生前に契約した葬儀屋さんが潰れちゃうんじゃないかっていうような御答弁があって、なかなか難しいということだったんですけど、その後、横須賀市が何をしたかっていうと、それもまだやってるんですけど、もっと大事なことは、市役所には戸籍があったりとか、その人の個人情報がたくさんある中で、そこにプラスして、その人の生前の意向を登録しておけばいいんじゃないかっていうことで、緊急連絡先とか、お墓の場所とか、自分の遺書はここに置いてあるよとか、そういうことを市役所に登録しておくっていう、わたしの終活登録制度っていうのがあって、関係各位にいざというときにはそこにデータがあるっていう、11項目あるんですけど、様々そういうことが登録しておける。市役所が本来やることは、こういうことなんじゃないかっていうことで、横須賀市はそういう事業も取組を始めています。

もう一つ挙げさせていただいたのは、神奈川県大和市、おひとり様などの終活支援事業ということで、ここは収入制限なくて、ここは市長が、もう先々を見越して、これをやったほうがいいということで、収入制限なく、事前にそういう亡くなった後の契約等も市役所が真ん中に入って、業者さんに助けてもらって決めるというような事業をしております。

こんな事業も、あんな事業もありますけど、東大和市ではどうですかっていうふうに伺ったところ、御答弁では、こういうことに対する御相談はそれほどないっていうふうなことだったので、これはどうしてかなっていうふうに思うんですけども、当市の終活に対する質問がないっていうのは、どういう理由によると考えているのかお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 終活に関する相談が少ないということの理由でございますけれども、私どもケースワーカーを抱えておりまして、日々、高齢者の相談、乗っておりますが、確かにこの終活、自分の死後に関する相談というのはほとんどないというふうなことでございます。

それから、ほっと支援センターも、総合相談というのをやっておりますが、ここにおいても、自分の死後に関する相談というのはあまりないと、少数派であるということでした。

その理由でございますけれども、まずは市に相談、あるいはほっと支援センターに相談に来るときには、自分の今の生活に関する悩みを抱えて相談に来ますので、まず今、生きてることにすることによって精いっぱい、言わば死後の問題にまで及ばないと、考えが及ばないと。こういうことから、相談件数が少ないんじゃないかというふうに考えております。

それから、まれにですね、そういったその死後の心配の問題等が話題になることありますが、相談員が確認

してみると、民間のサービスを利用しているので大丈夫ですよというような感じのお答えが来ましたり、あるいは非常に専門的なことで悩んでいるようでしたら、市民法律相談のほうに紹介して対応したりということで、そういう個別の対応で進んでいると、これが実情でございます。

以上であります。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

なので、ああそうなんだなと思いました。横須賀市がなぜここまでエンディングプラン・サポートをしてるかっていうと、ホームページにも書いてあるんですけど、毎年50人ぐらい身寄りのない方を市で葬ってということが書かれていて、これがそのまま進んでいくと、1人当たり25万円かかる、掛ける人数なので、横須賀市は今後進んでいくと、亡くなる方の1割ぐらいがそうなるという想定をすると1億円ぐらいかかる、40万人都市でかかるってということで、これは早く生前から契約を結んでやらないと、すごいことになってしまうっていうのが、この事業にこれだけ力を入れてるっていうことだったんですけども、その自治体が、そういう形で最期のみとりとか、火葬とかをしなきゃいけないっていうことは、墓地、埋葬等に関する法律9条によるところだって書いてあるんですけども、この法律は具体的にはどういう内容でしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 身元が判明している死亡者につきまして、死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明しないときに、墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項により、死亡地の市町村長がこれを行う義務が課せられており、対応しております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） なので、そういう義務が自治体にはあるということで、これが東大和市では何件ぐらいありますかって伺ったところ、平成31年度は1件、そして普通も0件から2件という形で、この横須賀市の割合とは全然違うということを改めて感じました。認識をしました。しかし、そんなに少ないかなっていうのがちょっと疑問でして、例えば生活保護の葬祭費を使っただけのそういう死亡事務というか、そういうことをするのは年間何件ぐらいありますでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活保護の葬祭扶助の支出状況につきましては、平成31年度は54件、約932万円ほど支出しております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうすると、やはり行政が見ている人たちは、それぐらいいらっしゃるんだなって改めて思います。ただ、生活保護の制度の中でやっているの、そちらの財政のところで行っているということが当市の特徴なのかもしれないと思いますが、やはりそれだけ親族が担えない方がいるという認識をしましたので、この問題はやはり取り組まなければいけないのではないかと考えています。

この最後、今後の考えということで御答弁もいただいておりますけれども、改めて介護保険の中ではアドバンス・ケア・プランニングっていう人生会議っていうところで、既に仕組みとして取組が始まっています。このアドバンス・ケア・プランニングと終活っていうのはちょっと違うと思うんですけども、この認識を伺いたいと思います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） アドバンス・ケア・プランニングにつきましては、ACP、最近では人生会議とも言われておりますが、将来の意思決定能力の低下に備えまして、御本人様と本人が大切にしていられる方、御家族ですとか、医療、介護従事者とが一緒になりまして、本人の終末期を含めた今後の医療や介護の方針について話し合いを行って、その結果を記録し、関係者の間で共有する取組のことを意味してござい

す。

一方、一般的に終活と言われる言葉につきましても、人生の終わりに向けてどのように生きていきたいかを前向きに準備することで、今をより充実して過ごすための行動のことを表す言葉であります。遺言書を書いたりですとか、死後、御自身の葬儀や財産のことを、あらかじめ決めておいたりすることなどを表してございます。終活は死後の問題を対象としているのに対して、ACPにつきましては生前の問題を対象としているものと考えているところでございます。

以上です。

○18番（東口正美君）　なので、ここのところが微妙で、最期に向かっはいくんですけど、みんな向かっていくんですけど、どういうふうに最期を迎えるのかっていうことがACPだとしたら、終活の問題は、その後のことはどうするのっていうことまで決めておくっていう、でもこの決めておくことを、うちの市では今のところ何ていうか、その約束事をしたりとか、決まりが、法律がないと言え、国の法律がないですし、制度、各自治体の制度を持つてるところはあるけど、うちの市は今のところないっていう。ただ、先ほど言ったように墓理法でいく方は少なく、生活保護で見られていらっしゃる方が多いので、このままでもいいのかなっていうふうな理解もしています。

私が一番望んでるといふか——のは、先ほど言った、実際おられた方たちに、じゃどうしてあげられたのかなっていうふうに思うときに、やはり相談に乗ってもらって、この問題はここの、例えばそういう葬儀屋さんとかと契約したらいいよとか、お墓のことは、こういうふうにと考えたらいよって、こういうふうにしといたら大丈夫だよっていうことを分かってあげて行政にいてることは、すごく心強いなっていうふうに思っていて、だから大丈夫だから、最期まで元気に生きてねって言ってあげたいなっていう思いが、一番、今回、勉強して感じたところです。

先ほど、話戻りますけど、アンケート調査の結果を民間業者じゃなくて市役所に宛先を変えたら、物すごく回収率が高くなったっていうことが、伺って、やっぱりそうなんだよなって、役所の人に、市役所、自治体の自分の戸籍のことや、何とかのことや、税金のことや、分かっていらっしゃる人に、そういうことをきちんと受け止めてアドバイスもらえたら安心するというのが、やはりあると思うんです。相談して、結果、この業者、あの業者、この業者っていうふうな形になったとしても、そこの受け止めをしてもらえるようなことを、今後、東大和市でも取り組んでもらいたいなというふうに思っております。

要望ですけど、この件いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君）　議員から様々お話がありまして、先ほど来、お話がありましたアドバンス・ケア・プランニングにつきましても、市といたしましては取組を始めたばかりで、これにつきましては、東大和市医師会をはじめ、関係機関の御協力を得て実施をしてきてございます。

また、御紹介のありました先進市の取組につきましても、先ほど来お話があります市民要望等、決して多いわけではないわけでございますけども、今後の高齢化の進展ですとか、独居率の増加、また核家族ですとか、人間関係の希薄の問題ですとか、様々な要因によりまして、死後の対応はなかなか難しい状況が出てくるということも考えられます。

そういったところも含めましてですね、この先駆的にされてる御紹介のありました神奈川県横須賀ですとか、大和市などの先事例などを、引き続き調査、研究をさせていただきまして進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

今回の本会議で、固定資産税の少し税のやり方が変わって、土地の所有者が見つからなかったら使用者に課税するみたいな法律もできてくるぐらい、やはり今までどおり後に残された者が、様々手続をしてくれるとは限らないわけで、そうなったときに、相続人、追ってくるのはすごく大変だっていうふうな御発言もあったと思うんですけども、お元氣な間に伺っておけばよかったっていうふうにならないように、私も年齢を重ねてきて、元氣なうちしかそういうことってある意味考えられないんだっていうふうにいるんです。病気になってしまったら、その手前の自分の体のことが大切で、その後のことなんて考えられないけど、明らか私、このままだと身寄りがいないよなって不安に思ってる人たちは、元氣なときにすごくそのことが心配なんだと思うんです。なので、そこを受け止めながら、新しい時代に合った制度をつくってもらいたいというふうにいると思います。

終活の問題は以上で終了いたします。よろしくをお願いします。

続きまして、在宅避難の推進についてに移りたいと思います。

この災害に対する備えというのが、いろんなパターンが出てきて、いざというときに自分の行動をどういうふうにしたらいいのかっていうのを、やっぱり何パターンか考えておかなきゃいけない時代に入ったのではないかなって、3・11からもう10年が間もなくたちますけれども、そういう感がします。

一方で、今まではどちらかというと、10年前は地震に対する備えということを書いてきましたが、これだけ今も台風が大変なことになっていますけど、水害だけじゃなくて、風害ということも考えますと、そのパターン、そのパターンによって、自分の行動を考えなきゃいけないっていうことがあると思います。

御答弁では、時間的なマイ・タイムラインなんていうこともありますけど、地震のときはもう発災直後、ただ風水害については少し予報があるということで、この時間的な違いがあるっていうふうには書いてあったんです。御答弁いただいたんですけど。それだけじゃなくて、住宅の状況によっても、地震、水害、それぞれ避難行動が違ってくると思うんですけども、この点はどのように考えてますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 災害につきましてはですね、実際にいた場所とかですね、それによっても変わってきますけども、家屋、自宅にいるというような場合について言いますと、地震の場合ではですね、従来から言われてるとおりですね、家屋の大きな損傷とか、火災が発生しなかったり、近所でも火災が発生しないのであればですね、実はライフライン、途絶して不便になる可能性はあるけれども、備蓄を、家具転倒防止対策などしながらですね、避難所に行かなく、在宅生活するというような考え方も可能かなと思っております。

風水害につきましては、特にですね、これ絶対とは言えないんですけども、例えば高層住宅の高層階に住んでおられる方はですね、まず避難する必要はないのではないのかなと思っておりますので、こういう方々につきましては、ライフラインの途絶なんかのに対する対応について、まずは念頭に置いて対策を考えるというような形で、様々その災害に応じて、自分の住んでる環境に応じて対応が変わっていくと思ってるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 住宅、そうですね、高層に住んでるのかとか、またあと場所、ハザードマップも出していただけてますけど、そういうことでも変わってくるでしょうし、最近はテレビの報道で、東大和市とかって出てしまうと、一括で避難しなきゃいけないような気持ちになってしまいますけど、よくよく考えて自分が

住んでる場所、住んでる位置というんですか、水平避難、垂直避難みたいなことを御理解いただくような取組も必要なんじゃないかなというふうに思っています。

続きまして、さらにコロナ禍ということで、避難所にもいろんなものを用意していただいて、安心の体制は取れてるとはいえ、やはり、今までのような数の人が行ってしまえば、このコロナの時代には、なかなか難しいという状況であると思います。

ただ、みんな何となくは分かっていると思うんですけど、じゃここに、御答弁にいただいたのは、知人宅を頼るとか、ホテルに泊まるとか、そういうことも書かれ、御答弁いただいたんですけど、そういう意識が市民の中にあるのかどうなのかっていうことは、担当としてはどのように思ってますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） そういう意識につきまして、担当としてはですね、少し希薄なのかなっていう思いがありましてですね、今回も市報で、7月1日号ぐらいからですね、ほぼ毎号のようにですね、災害対策に関する意識づけということで広報させていただいておりますし、それからホームページにも掲載させていただいております。それから、今、西武線の各駅ですね、東大和市駅、玉川上水駅、それから武蔵大和駅ですね、それと多摩都市モノレールの各駅、それと大型の小売店であるイトーヨーカドーさんとか、ヤオコーさんとか、エコス、たいらやさんとかですね、そういうところにもですね、そういった分散避難と在宅避難の勧めも含めたポスターなどを掲示させていただきながらですね、その辺の意識を少しでも高めていただければということで、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） この意識をなかなか変えるのが、どうしてもこの防災っていうと、リュックしょって逃げなきゃという意識が、まだまだ一般的に浮かぶイメージなんではないかなというふうに思っています、自分も含めて。でも、そうじゃなくて、何かあっても、電気、ガス、水道がなくなっても家にいられる体制をどうつくるのか、自助をどう高めていくのかということが最も大事だということで、地震においては家屋の耐震化ですし、また家具の転倒防止、そして水害の場合は垂直避難ができる、自分が体なのかどうなのかということも、様々報道を見ていると、高齢の方たちが階段に上れなくなるといってお話も聞くので、よくよくその家で、どうやって避難するのかというふうに、頭がシフトしていくようなことを、もっと発信していかなきゃいけないのではないかなというふうに思っています。

プラス、コロナ禍なので、今までどおりじゃないですよということを、言っていかなきゃいけないなというふうに思ってるんですけども。

私も市報を見て、毎回そのことが訴えられていることも分かってます。さらに今後、どうしたらそういうことができるのかなって、市民に在宅避難を促すことができるのかなというふうに思ってるんですけども、3・11の後、2回ぐらい講演会があって、その後、防災フェスタになっていくみたいな形で、なかなか防災のことを学ぶ、体験はたくさん防災フェスタとか行くとできるし、避難所の訓練とかでもできるんですけど、この意識を変えるような取組というのを、今後してかなきゃいけないんじゃないかなって私自身は思っております、そういう考え方は担当としてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 意識を変えるという取組というのが、一番大事だというのは担当としても考えてるところでございます。日々、私どももですね、例えば室内の片づけとか、ローリングストック等を中心とした備蓄、これを日々行っていくことが、防災意識を涵養する上で一番有効なんではないかというふうに考えてるところでございます。ですから、そういったことがうまく発信できるような取組が重要というふうに考えてる

ところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 私自身も、3・11からしばらくたったときに、ある防災アドバイザーの女性の話を伺うことがあったんですけども、その方は3・11のとき、浦安の5階建てのマンションの5階に住んでいらして、発災時には家族が誰も家にいなかったもので、液状化したところで、マンションのトイレとかは使えなくなったけれども、家は壊れなかった。ただ、家財が散乱して、もしあそこに家族が1人でもいたら、命を落としていたと思われる。そのときにおっしゃってたのは、まず大事なのは家の耐震化、そして、家具の転倒防止っていう。なので防災にとって大事なものは、まず断捨離と家の片づけだっていうふうに言われて、目からうろこが落ちたような感じがしたんですね。何かリュックつくっとけば大丈夫という、そういうことじゃなくって、自分の身の回りのことをもうちょっときちんと見直さないと、命、守れないんだなっていうことを思いました。

もう一つは、その守られた命をどうするのかって言ったときに、やはりその上水道も下水道も、管が駄目になってしまって、ライフラインがしばらく途絶えてしまったっていう中で、守った命を生き長らえるためにはやっぱり食ばなきゃいけないっていう、水と食料がどれほど大事なかっていう。ただ、その方は4人家族だったんですけど、1人1日3リットル掛ける1週間って、どこにも書いてあるんですけど、実際、4人家族の3リットル掛ける1週間って、一遍にそれでも注文したら、玄関が全部埋まってしまって、これも現実的ではないっていうことで、そこからいろいろ工夫をされるんですけど。また、1週間分の食料って、簡単そうで、今回、3日に一遍しかコロナ禍でお買物、行かないでくださいねって言うと、3人、4人、5人の家族の1回の買物の量は物すごい数になるんですけど、それを1週間分備蓄するってことも、実際やろうと思ったら物すごく大変だっていう話を伺って目からうろこでした。だから、やはりそういうことを考えてもらいたいというふうに思っています。

当局として、どういうふうに今後されていくのか、伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 様々、今お話し伺いまして、参考になったところもございましたけれども、今、私どものほうではですね、総合防災訓練のほか、避難所体験訓練ですとか、DIG、HUG訓練というんですかね、そういったものと防災フェスタとか、それ以外にいろんな自治会や自主防災組織からのお話を受けて、講話みたいなことも差し上げておりますけども、何年か続けてきてですね、例えば避難所体験訓練とかDIG、HUGの訓練みたいなものは、少し内容的に重複している部分があるかなというふうに思っております。このあたりをうまく統合して、それ以外のところに何か違う事業なり何なりに、振り向けとかできればまた違う可能性があるかなというふうにも考えたところでございますので、ちょっと今のお話なんかを含めながらですね、全体考えながら今後、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） いろいろ楽しいことを工夫しながら、家でキャンプみたいに、ライフライン、使わないうで生活するみたいな、在宅避難訓練みたいなこととか、いろんな提案していただくと、市民の人たち楽しくやれると思いますので、在宅避難の推進も何とぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 田 博 之 君

○議長（中間建二君） 次に、11番、森田博之議員を指名いたします。

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。通告に従い、令和2年第3回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、2点にわたり質問させていただきます。

1点目は、市内公共施設等の老朽化についてであります。

①としまして、現状と認識について。

②といたしまして、取組状況と課題、将来の見通しについてであります。

2点目は、市内保育園の待機児童についてであります。

①といたしまして、待機児童の現状について。

②としまして、待機児童に対する今後の取組と課題について。

③といたしまして、（仮称）東大和市清水一丁目保育園についてでございます。

アといたしまして、整備運営事業者について。

イとしまして、事業内容について。

ウとしまして、開設の効果について。

エとしまして、通園等の安全対策についてであります。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔11番 森田博之君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内公共施設等の老朽化についてであります。現状につきましては市の建築系の公共施設及びインフラ系の公共施設は老朽化が進行しており、特に建築系の公共施設では、総延床面積の約75%が築30年以上、経過しております。また、現在保有している建築系の公共施設及びインフラ系の公共施設の更新費用は、60年間で約1,690億円が必要になると推計しております。公共施設等の老朽化に対応するためには、多額の財政負担が見込まれておりますことから、公共施設の総量の縮減や、適正配置を計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら、適正な管理を行うことが必要であると認識しております。

次に、取組状況等についてであります。公共施設等の老朽化への対応には、計画的な取組が必要でありますことから、現在、建築系の公共施設につきまして、（仮称）公共施設再編計画の策定に向けて検討を進めております。課題につきましては、建築系の公共施設の更新費用の見込額に対しまして、充実可能な財源の不足が見込まれていることとあります。将来の見通しについては、建築系の公共施設の再編を実施することにより、総量を縮減し、適正配置を進め、老朽化に対応してまいりたいと考えております。

次に、待機児童の現状についてであります。令和2年4月1日現在の保育施設の待機児童数は19人でありました。平成31年の同時期の48人と比較して29人減となっております。

次に、待機児童解消の今後の取組と課題についてであります。日本一子育てしやすいまちを目指しております市にとりまして、待機児童の解消は最重要課題として認識しており、これまでも施設整備の推進をはじめ、各種補助や加算の充実などの施策を進めてまいりました。今後も社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、引き続きこれらの施策を推進してまいりたいと考えております。課題につきましては、保育士の人材不足が継続していることから、保育士の確保であると認識しております。

次に、（仮称）東大和市清水一丁目保育園の整備運営事業者についてであります。 （仮称）東大和市清水一丁目保育園は、市が都有地を借用し、公募により整備運営事業者の選考を行いました。事業者の選考に当たっては、財務状況や、今回の保育園の提案内容などの書類審査、既存運営保育園の視察、プレゼンテーションなどを経て、市の待機児童解消に最も資すると考えられる事業者を決定いたしました。

次に、事業内容についてであります。清水一丁目の都有地につきましては、東京都によります待機児童解消に向けた緊急対策に基づき提案されました用地であります。当市におきましては、待機児童となっております乳児の待機児童解消に資する保育事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、開設の効果についてであります。 （仮称）東大和市清水一丁目保育園は、令和4年4月1日の開園を目指して整備を進めてまいります。本保育園は、0歳児、20人、1歳児、55人、計75人の乳児の分園施設としておりますが、谷里保育園、本園と分園施設を合わせた実質的な定員は、1歳児、20人、2歳児、19人、計39人の増となるものであります。これにより、乳児におけます待機児童の解消が図られるものと考えております。

次に、通園等における安全対策についてであります。 （仮称）東大和市清水一丁目保育園用地につきましては、武蔵大和駅の至近にあるため、朝の通勤時には歩行者、自転車、自動車の交通量が多い状況であると認識しております。このため施設整備に当たりましては、事業者から一定の駐車場や駐輪場の設置する提案を受けております。また、運営開始後、利用者の利用形態に応じ、交通整理員の配置など、必要に応じた対応を講ずるよう事業者と調整を行うこととしております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○11番（森田博之君） それでは、順次、再質問をさせていただきます。

この市内公共施設等の老朽化は、コロナ禍であっても避けては通れない問題であると考えております。まずは市内公共施設等の老朽化に当たり、公共施設等総合管理計画が策定されています。この公共施設等総合管理計画策定に当たる全国的な背景と、東大和市における背景についてお伺いいたします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画に当たりまして、全国的な背景であります。我が国では昭和30年代から昭和50年代前半にかけて、学校や道路などの公共施設等が集中的に整備されてきました。こうした状況において、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故など、公共施設等の老朽化が原因と考えられる事故が全国各地で発生いたしました。国は、平成25年11月に、インフラの戦略的な維持管理、更新等の方向性を示す基本計画として、インフラ長寿命化基本計画を策定しました。平成26年4月には、総務省から全国の地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針が示され、この指針のほか、インフラ長寿命化基本計画を参考として、公共施設等総合管理計画を策

定して、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進することが求められました。市はこの指針に沿って、平成29年2月に公共施設等総合管理計画を策定しています。

以上です。

○11番（森田博之君） 老朽化が原因と見られる事故が全国各地で発生し、東大和市でも国から求められて、公共施設等総合管理計画が策定されたということ。現在、東大和市では、公共施設の維持管理、安全管理体制について、どのように行っているのかお聞かせください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 各公共施設の維持管理や安全管理体制については、施設ごとに管理者が所管しております。また、維持管理のうち、建築系の公共施設の設備の保守点検業務等について、平成31年度から包括施設管理業務として、鹿島建物総合管理株式会社に委託することにより、対象施設の設備等の状況について、情報の一元化を図っております。不具合の発生状況や劣化状況を一元的に把握し、更新または修繕が必要と思われる設備について、施設の管理者と情報を共有しておりますが、今後は対策を実施する際に、優先順位を検討する際の情報として活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） 昨年度より鹿島建物総合管理株式会社に委託し、一元管理してるとのこと、これまでに市内の施設での老朽化による事故事例や、不具合の発生などはありますでしょうか。もしあれば、具体的にどのような不具合が発生し、またどのように対処してきたのか御紹介してください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 事例としましては、平成30年度に市民体育館において第1体育室の天井断熱材剥離が発生しました。そのため利用休止の措置を取り、修繕を実施しました。また、平成31年度には市役所本庁舎において、トイレの汚水管、排水管の詰まりが発生しました。そのため、該当するトイレの利用を休止をする措置を取り、修繕を実施しています。そのほか平成31年度においては、空調設備等の不具合が複数の施設で発生していましたが、それぞれ可能な範囲で修繕等を実施しています。

以上です。

○11番（森田博之君） その現状、市はどのように見ているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 施設や設備の老朽化により、人的被害の発生や施設の利用の制限等が予想されるところであります。このうち施設を利用される方々の人的被害につながる可能性のある事項については、最優先で対応する必要があると考えています。しかし、複数の不具合が同時に発生した場合、現在の財政状況において全てに予算をつけて対応することは困難であると考えており、施設の用途や現況、影響を考慮して、優先度を判断して対応していくことを想定しています。そうした状況におきましては、設備の使用を停止することや、施設の利用を休止するなどの対応を取らなければならない可能性もあると考えています。

以上です。

○11番（森田博之君） この問題は、財源が十分に確保されていないということが原因だと考えますけれども、この財政面は今どのようなになっているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画では、建築系の公共施設の更新費用の見込額に対して、1年度当たり約9億円が不足すると推計しております。

以上です。

○11番（森田博之君） 1年度当たり約9億円の不足という状況において、市はどのように対処しようと考え

ているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画では、建築系の公共施設の総量を20%縮減することなど、財源の確保について3つの取組を考えています。1つ目が、延床面積の総量の縮減。2つ目は、維持管理費用縮減分の財源化。3つ目が、維持管理費用節約額の財源化であります。

以上です。

○11番（森田博之君） その3つの財源確保の取組、具体的にはどのようなことなんでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 1つ目の延床面積の総量縮減することによる更新費用の必要額、これを削減することを想定しています。

2つ目の維持管理費用の縮減分の財源化につきましては、縮減した施設面積に比例して、維持管理費用が縮減できると想定し、縮減分の維持管理費用の一部を、建築系の公共施設の更新費用の一部に充当することを想定しています。

3つ目の維持管理費用の節約額の財源化であります。省エネルギー対応や借地の解消等による維持管理費用を節約することにより、節約額を建築系の公共施設の更新費用の一部に充当することを想定しています。

以上です。

○11番（森田博之君） 長寿命化計画というものがあると思いますけれども、これについては市はどのように考えているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国はインフラ長寿命化基本計画において、個別施設ごとの長寿命化計画として、個別施設計画の策定を求めています。市では、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化等の具体の対応方針を定める要素として、公共施設の総量の縮減と適正配置を進める再編の要素を含む計画として、（仮称）公共施設再編計画を策定してまいりたいと考えています。

以上です。

○11番（森田博之君） その長寿命化計画として位置づける、（仮称）公共施設再編計画には何が記載されるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） （仮称）公共施設再編計画では、国のインフラ長寿命化基本計画に示された対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用等を記載することを想定しています。

以上です。

○11番（森田博之君） その（仮称）公共施設再編計画の策定の進捗状況は、どのようになっているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） （仮称）公共施設再編計画の素案を作成した段階ではありますが、内部で精査を進めているところであります。

以上です。

○11番（森田博之君） 先ほど総量の20%縮減というお話がありましたけれども、縮減という話になるとサービス低下を招くのではないかと思いますけど、いかがなものでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設の老朽化対策に対しましては、財源には限りがあるという前提に立つ必要があると考えます。建築系の公共施設の仕組みは、施設の数で捉えますと、現在身近にある施設がなくなることで、不便になると感じる市民の方もいらっしゃると思います。しかし、施設が果たして

いる役割については、施設の複合化や集約などにより、将来の市の人口や財政の状況を見据え、市の公共施設における行政サービスの水準が著しく低下しないように、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） 公共施設の複合化や集約などについて、他の自治体での取組事例などで参考にされているようなところはあるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市の課題の解決に向けて、参考といたしました他の自治体の取組の例であります。神奈川県秦野市の事例として、公共施設再配置計画において、秦野市では将来を見据えた施設配置を進めることや、多機能化等によるサービス向上と戦略的経営を進めることなどを、再配置を進める視点として定めています。

これらの視点に基づき、施設の維持から機能の維持に発想を切り替えることや、全ての地域に等しく施設を配置するという考え方を切り替えること、相当の規模がある学校や庁舎などを核として、公共施設の複合化を進めることなどが掲げられています。

以上です。

○11番（森田博之君） その中で、PFIという手法があると聞いていますが、こちらはどのような内容のものなのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であります。PFIの導入により、地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指すものであります。

以上です。

○11番（森田博之君） 先日、議員にもお配りいただきました内閣府の資料も見させていただきましたが、市において公共施設の更新や整備を行うときに、このPFIの手法を取り入れるということも、考えなければならないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画におきまして、建築系の公共施設に係る基本方針の中で、PFI等による更新費用の負担軽減を図ることとしております。今後、具体的に施設の整備や更新を検討する際には、PFIの手法について十分に調査研究し、効果が認められる場合には、PFIによる施設の整備や更新の可能性はあると考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） 大きく再編していくことになるかと思いますが、そのように大きく再編していくに当たっては、市民からいろいろな声が上がってくると考えます。市はどのように対処し、どのように進めていこうと考えているのか、お聞かせください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 建築系の公共施設の再編につきましては、施設の用途、稼働状況や利用状況等を整理することに加えて、包括施設管理業務により提供される施設や設備の劣化状況や、将来の修繕や更新を要する時期などの情報を加味して、（仮称）公共施設再編計画を検討してまいりたいと考えております。今後この（仮称）公共施設再編計画の案が市民の皆様公表できる段階になりましたら、パブリックコメントの実施により、御意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（森田博之君） 職員間の意識共有については、どのようにされていますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 平成31年度においては、包括施設管理業務委託の一環で、鹿島建物総合管理株式会社の協力によりまして、職員を対象に公共施設等マネジメント研修会を開催しています。公民連携手法の活用や、公共施設等総合管理計画の段階から、実践の段階への課題などをテーマとして、職員間で情報や課題の共有を図っております。

以上です。

○11番（森田博之君） やはりこの老朽化の問題は、その施設に働く職員全体の問題でもあると思われます。職員間でも、意識共有を図っていくことは大変重要だと考えております。いろいろ質問させていただきましたが、公共施設等の再編に当たり、一番の課題となることは、どのようなことだと考えていますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 2つあると考えます。1つは、公共施設の老朽化に対応する更新費用の財源を確保することであります。もう一つは、公共施設を再編することに対する市民の皆様の御理解を得ることだと考えます。

以上です。

○11番（森田博之君） 財源の確保、市民の理解ということでしたが、そのためにはどのようなことを行っていくことだと考えてますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 1つ目の更新費用の財源確保につきましては、財源確保の課題を解決するため、PFIの検討を優先する方針を出しています。市においても、PFIによる施設整備を検討することが必要であると考えます。

2つ目の公共施設再編に対する市民の皆様の御理解を得ることにつきましては、公共施設の現況や、財政の状況などの情報を共有することが必要であると考えます。

以上です。

○11番（森田博之君） この公共施設等の老朽化対策は、市民の安全を守るとともに、多大な財源確保が必要であるということが分かりました。この大きな再編は、大きな労力とエネルギーが必要だと思います。そして再編しながら現在のサービス維持を図るためには、市民の理解と協力も必要不可欠になってくると思います。

大きな事故がなく、現在どうにか使える状態にあっては、とかく先送りがちな問題であると思います。新型コロナウイルスの蔓延で、財政についても先行きの見通しがなかなかつかない中、施設の老朽化は進行していきます。答弁の中でもありました再編を進めるに当たっては、やはり住民の皆さんの理解がどうしても必要になってくると思います。幾つか提案です。

1つは、市民の理解を深め、問題共有を図るためには、この老朽化の問題が、安全面、財政面、教育、コミュニティ、防災などの視点でも、いかに市民にとって重要かを共有するため、ホームページに特設ページを作ったり、市報で特集を組んだり、また老朽化の問題について、施設でチラシを作成し、施設に張り出したり、配ったりして、市民と問題を共有できる情報発信が必要だと考えます。

そして2つ目、やはり市民に問題意識を持ってもらうには、職員自ら問題意識を持ってもらうことが大事かと思っています。現在でもそのようなことをしてるということですが、職員間の意識共有をさらに深めるための研修会、またワークショップの実施を継続して行うことで、一つ一つの施設、また部課をまたいでの公共施設全体の意識共有ができるものと考えます。

そして3つ目、これも情報発信の一つかと思いますが、この問題を市民と共有するために、専門の外部講師を呼んで、講座の開催も必要ではないかと考えます。このような講座を繰り返して、市民理解が深まる

ものと考えます。

老朽化による再編という、大変なイメージがあると思います。確かにこの再編は大変だと思います。PFIの手法や、新たなアイデアが出てきて、新たな未来をつくると考えれば、これはこれで夢のあることでもあると思っております。この新型コロナウイルスの感染症により、GIGAスクール構想は早まり、デジタル化も急速に進行してきています。東大和市でも、尾崎市長のリーダーシップの下、他市に先駆けて様々な事業展開をされております。大変誇りに思っております。この公共施設等の老朽化についても、他市の見本となるような解決方法を期待いたしまして、この質問を終わります。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（森田博之君） それでは、市内保育園の待機児童について、再質問させていただきます。

1つ目といたしまして、待機児童の現状について質問させていただきます。

前年と比べ、同期比の48人から29人減の19人で、待機児童ゼロとはいかないまでも、それなりの成果を出してきていると感じます。本定例会、補正予算内での答弁で、施設はおおむね充足してきているとのことでした。様々な努力をされてきていると思いますが、待機児童解消に向け、どのようなことをされてきたのか、ここ近年の取組についてお聞かせください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 近年の取組といたしましては、玉川上水保育園の新規開園、のぞみ保育園、立野みどり保育園、明德保育園の建て替え、それから紫水保育園、谷里保育園の増築、そのほか小規模保育、5園の新規開園、認定こども園、2園の開園など、待機児童解消を目的とした定員拡大を実施しております。

以上です。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。様々な保育園の開設等をされて、待機児童の解消に向けていらっしゃるというふうに聞きました。

東大和市における出生数の傾向と、出生数に対しての応募率、待機児童の年齢や地域の偏りなどの特徴というものはあるのでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 就学前人口は年々減少しております、5年前と比較いたしますと、平成27年4月1日は4,606人でございます。令和2年4月1日につきましては、4,033人で、573人、12%の減少となっております。

それに対しまして、保育園の新規入園申込み者数でございますが、年々増加しております、5年前と比較いたしますと、平成27年4月入園は481人でありまして、令和2年4月1日は651人で、170人、35%の増加となっております。

待機児童につきましては、令和2年4月1日現在、1歳児、6人、2歳児、13人の計19人となっております。地域といたしましては、就学前児童の人口が多い市の南西部に待機児童が生じていると認識しております。

以上です。

○11番（森田博之君） 市は待機児童解消に、小規模保育園の開園と、定員の拡大に様々な努力の結果、保育ニーズが上昇傾向の中であっても、保育施設がおおむね充足するなど、成果を上げてきたことを高く評価したいと思います。そして、最近の傾向として、南西部の乳児の保育ニーズが課題であるということが分かりました。これを踏まえた上で、次の質問に移りたいと思います。

今後の待機児童に対する取組と課題についてでございます。先ほど市長答弁の中でも、保育士の人材不足が課題ということでございました。保育士さんはどれくらい足りてないのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 保育士につきましてはですね、各保育施設の状況により配置する保育士数が異なりますことからですね、単純に何人という形では申し上げにくいところでございます。1人でも多くの保育士の雇用が確保できることによりまして、より安全・安心な保育サービスの提供と質の向上を図るとともにですね、待機児童解消につなげてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 保育士確保に当たって、現在どのような取組をされているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 保育士確保につきましてはですね、東京都福祉人材センターやハローワークの協力を得て、私立保育園長会と市の共催によりですね、保育園のお仕事説明相談会を実施し、保育士の確保に努めるとともにですね、私立保育園におきましては、民間の紹介所の活用に係る費用に対して一定の補助を行い、保育士の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 保育士確保には、どの自治体も御苦労されているようでございます。他の自治体では、潜在保育士さんの就業体験の機会を提供したり、また保育士の囲い込みで、10年勤務の保育士を表彰したり、また新たに採用された保育士さんに市内共通商品券をプレゼントしたりとしておりますけれども、市ではそのようなことは検討しているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 市といたしましてはですね、永年勤続表彰や市内共通の商品券の配布などにつきましては検討などはしておりませんが、保育園で勤務するに当たりですね、勤務のしやすさを希望する方の声を受けですね、平成30年度から他市に先駆け、通勤時の駐車場への補助の事業を実施したところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 保育士確保は簡単ではないと思いますが、さらなる施策を展開することで、保育士の確保につながると考えております。引き続き現在の取組と合わせて、施策を展開していただければと思います。

続きまして、先ほど待機児童の状況をお伺いした際、待機児童の偏りで、就学前児童の人口が多いのは、南西地域ということでございました。そして、今度開設される（仮称）東大和市清水一丁目保育園は、その全く反対側になっています。待機児童の偏りで通園距離の問題もあると考えますけれども、この問題についてはどのように考えておりますでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 保育園を選ぶポイントはですね、自宅から距離を第1に考える傾向がございます。遠方でもですね、駐輪場や駐車場を整備し、地域の自然など、各園それぞれの工夫を凝らした保育内容で、特色のある保育園運営を行っている施設もございます。距離だけではなくですね、利用者が入園申込みする際、必ず保育園の見学を行ってから選ぶことを推奨しているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） この距離などのこともあり、送り迎えの不便などを解消するために、保育園を回る巡回バス、現在、試運転予定だったコミュニティ交通など、活用するというのも考えられるかと思いますが、これについてはどのように考えてますでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 送迎の距離を感じる方にはですね、通園等における巡回バスの活用が保護者にとって利便性があるものと推察するところではありますが、保育時間が家庭によって異なるということによりですね、時間に合わせた運行や活用度、費用面など、総合的なメリット・デメリットや、市の面積及び保育施設の分布等を考慮いたしますと、現状では巡回バスの活用は考えてはございません。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。

待機児童は減ってきている現状ではありますけれども、ゼロにはなっておりません。待機児童世帯の支援はどのようにしているのでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 保育コンシェルジュを中心に、窓口や電話による相談を実施いたしまして、空いている施設の紹介や、御家庭における保育のアドバイスなど、それぞれの御家庭の状況に応じまして、寄り添いながら相談、支援の対応に努めているところでございます。

以上です。

○11番（森田博之君） 保育コンシェルジュは、とてもよい制度だと思います。日本一子育てしやすいまちを目指す東大和として、私が言うまでもないと思いますが、待機児童世帯にもしっかりと寄り添っていただければと思います。

続いて、（仮称）東大和市清水一丁目保育園についてでございます。

整備運営事業者について、事業者の実績や評判などはいかがでしょう。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 運営事業者の選考に当たりますと、これまでの実績、それから第三者評価、東京都の指導検査などの書類審査、運営施設を実際に視察しての審査、さらにはプレゼンテーションによる審査を経て決定したところでございます。

運営事業者であります社会福祉法人立野みどり福祉会は、昭和55年に立野みどり保育園を開設しまして、これまで市内に認可保育園3園、小規模保育2園、民間学童保育所2か所を運営しておりまして、児童福祉の造詣が深く、市の子ども子育て支援施策に対して、積極的に対応していただいている事業者であると認識しているところでございます。

以上です。

○11番（森田博之君） 社会福祉法人立野みどり福祉会の決め手になったところは、どのようなところでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今回の施設整備の主な目的は、乳児の待機児解消でございます。当該事業者の提案におきましては、市が必要としております3歳未満児童の受入れをより多く実現できる提案でございまして、今後、変化する社会情勢や保育需要に対しまして、柔軟に対応できる対応力と法人の安定性などが評価されたものと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 市のニーズと合致して、今後の変化にも対応できる事業者ということが分かりました。続きまして、事業内容についてでございます。事業内容について、特徴などありましたらお聞かせください。

○保育課長（関田孝志君） この度、整備予定の保育施設につきましてはですね、分園という形の運営でございます。0歳児、1歳児の保育を行う施設として計画されております。また、園舎はですね、周囲の自然環境を意識したデザインにすると、予定を、提案を受けているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 周囲の自然環境を意識したデザインということで、とても期待いたします。この場所は、多摩湖の入り口であり、東大和市を象徴する場所とも言えます。特に桜が咲くころには、多摩湖を訪れた方々が気軽に立ち寄れるカフェなど、併設されているとさらによいと考えます。他の地域では、カフェが併設されている保育施設もあるところもあるようでございますけれども、そのような考え方はなかったのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） カフェ等の併設につきましてはですね、事前に想定し、東京都と再三調整をしたところでございます。ですが、東京都のほうはですね、待機児童解消に向けた緊急対策により、土地の活用対象が限定的であると。賃料などの優遇がありましてですね、東京都のほうは無理だと。また、その場所自体がですね、用途地域が第1種低層住居専用地域であるということからですね、実施は困難という結論に至ったものでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 現在は無理でも、今後そのような可能性というのはあるのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 将来的には、保育需要や社会情勢などを踏まえ、必要に応じて東京都との調整などを検討していくことは可能であると考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。将来にも期待したいと思います。

続きまして、開設の効果についてでございます。待機児童解消のほか、市の保育園の取組、近隣に与える効果など、どのように考えていますでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 東大和市のシンボルとなっております多摩湖の入り口であり、駅にも近く、自然に恵まれた場所に整備する保育施設として、乳児期の成長にとって大切である自然豊かな環境の下で保育が提供されることで、日本一子育てしやすいまちづくりに寄与できる施設となるものと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 私も、そのような効果を期待しております。そのためには、地域住民の理解が必要と考えますが、地域住民に対する説明などどのように行っているのでしょうか。また、市民からの御意見などはありますでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 近隣住民の皆様への説明につきましてはですね、現在、運営事業者が実施に向け準備を進めているところでございます。なお、公募時の募集要項においてですね、近隣住民に対し十分な説明を行い、要望や意見等に対しては誠実に対応することとしているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延で、急な登園自粛、臨時休園などの対応は、保護者にとっても、園にとっても大変だったと思います。特に現場で働く保育士さんにおかれましては、大変な御苦労があったかと思えます。

また、今も見えない新型コロナウイルスの感染を予防しながらの保育、改めて敬意と感謝を申し上げます。

そんな中、(仮称)東大和市清水一丁目保育園の開設がされます。令和4年4月には、この新型コロナも収束されてるっていうことを祈りますけども、これから生まれてくる0歳児、1歳児を預ける親としては、大変ありがたい反面、心配な部分もあると思います。特に市外から引っ越してきた方であったり、第一子であったりしますと、その思いはなお強いと思います。そういう意味では、実績もあり、経験豊富な安心できる事業者であることが分かりました。

また、多摩湖の入り口であり、とても環境のよいところで、魅力ある保育園にもなるだろうと思います。0歳児、1歳児では、将来、お子様本人にとって思い出の保育園とはならないかもしれませんが、地域に溶け込んだ、地域に愛される保育園になることを期待します。また、開園まで約1年半あります。今後、建築工事もありますので、近隣への配慮も切に願ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(中間建二君) 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二 宮 由 子 君

○議長(中間建二君) 次に、1番、二宮由子議員を指名いたします。

[1番 二宮由子君 登壇]

○1番(二宮由子君) 議席番号1番、興市会、二宮由子です。通告に従ひまして、令和2年第3回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、中国湖北省武漢市を中心に発生し、その後、アメリカやブラジルなどの南米諸国、スペイン、イタリアなどのヨーロッパ地域など、爆発的に感染が広がり、感染者数、死者数ともに、発症地の中国を大きく上回る状態となるなど、短期間で全世界に広がりを見せました。

日本でも、都市部を中心に感染が拡大し、多くの貴い命が失われました。お亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈り申し上げるとともに、今もなお闘病生活を送っていらっしゃる方々の1日も早い御回復をお祈り申し上げます。

また、24時間休みなく、医療現場の最前線で治療に当たっていらっしゃる医療関係者の皆様の御尽力に、心から感謝申し上げます。治療薬やワクチンの開発など早急な対応が求められている中で、感染防止の様々な制限が長期化するなど、いまだ収束のめどが立たず、不安な日々が続いています。

また、緊急事態宣言発令中の4月から5月に発生した震度3以上の地震の回数は、昨年と比べ2倍以上となり、緊急地震速報が出されるなど、近い将来発生すると言われている南海トラフ地震や首都直下地震など、大地震の前兆ではないかと不安は増すばかりです。

新型コロナウイルス感染症が収束しないまま、台風の発生などの風水害が懸念される時期を迎え、また季節を問わずに起こり得る大地震や噴火などの自然災害が発生するなどの複合災害に対し、安全性が確保された避難所の開設に向け、感染症対策に万全を期すことは、市民の命を守るための重要な取組であると考えました。

そこで、お伺いいたします。

第1に、避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応について。

ア、現状は。

イ、受入れ人数の見直し及び避難者の健康状態の確認は。

ウ、発熱やせきのある避難者及び濃厚接触者等への対応は。

エ、自宅療養者等、感染症を発症した避難者への対応は。

オ、医療及び関係機関等との連携体制は。

カ、避難所に対応する職員等の感染防止対策は。

キ、感染症予防に必要な備蓄品の確保は。

ク、分散避難の検討は。

ケ、今後の課題は等、お聞かせいただきたく、お伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔1 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応の現状についてであります。6月に市職員向けの避難所新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定し、8月にはこのマニュアルの検証を兼ねて、緊急初動対応を任命している初動要員による避難所開設訓練を実施しております。また、感染防止対策に必要な消耗品や資機材について、備蓄を進めているところであります。

次に、避難所における受入人数の見直しと避難者の健康状態の確認についてであります。避難所の受入人数につきましては、これまではおおむね3.3平方メートル当たり2人で算出し、避難所全体で2万4,841人としておりましたが、感染症対策を考慮し、人との間隔を2メートル確保することで見直しますと、約6割減の1万243人となります。このため避難所の増設として、帰宅困難者の一時受入施設に対して、避難所として活用できるよう調整中であります。また、避難者の健康状態の確認につきましては、避難所の総合受付において、非接触式体温計による体温測定を行うほか、せき、くしゃみなどの症状を確認してまいります。

次に、発熱やせきのある避難者及び濃厚接触者等への対応についてであります。発熱者ゾーンや濃厚接触者ゾーンなどの専用スペースを設定し、一般の避難者と同一の区域に滞在することがないようにするなどの対応を想定しております。

次に、感染症を発症した避難者への対応についてであります。感染症を発症していることが受付段階で判明した場合には、一時的に待機スペースで待機していただくとともに、速やかに保健所に連絡し、指示に従い、対応してまいります。

次に、医療及び関係機関等との連携体制についてであります。避難所内での感染の疑いや、緊急性の高い症状が確認された場合などに備え、必要な手順や連絡先を整理し、保健所や医療班、災害医療コーディネーターに情報を提供し、対応してまいります。

次に、避難所に対応する職員等の感染防止対策についてであります。マスク、手袋を着用し、受付においては、受付用の飛沫飛散防止シートを設置いたします。また、発熱者ゾーンや濃厚接触者ゾーンに入る職員については、マスクと手袋に加え、医療用防護衣とフェースシールドを着用し、感染防止を徹底してまいります。

次に、感染症予防に必要な備蓄品の確保についてであります。令和2年7月の第1回市議会臨時会にて議決いただきました一般会計補正予算において、3密対策や、その他の感染症防止対策として、必要な備蓄品を計上いたしました。手指消毒剤や非接触式体温計、医療用防護衣、マスク、感染防止とプライバシー保護のためのパーティションなどの確保を順次進めているところであります。

次に、分散避難の検討についてであります。避難所が密集すると感染拡大のおそれがあり、親戚、知人宅、

ホテル、自宅、車中など、様々な避難先に分散して避難することが求められております。市では、避難所の増設として、帰宅困難者の一時受入施設の活用の調整や、車中泊用の駐車場所等について、研究しているところでもあります。また市報、市公式ホームページ、駅構内や大規模小売店などにポスターを掲出し、市民の皆様に、分散避難に取り組んでいただけるよう努めているところでもあります。

次に、今後の課題についてであります。従来の避難所運営に加えて、感染症対応のためのゾーニングや資機材を準備する必要がありますので、これらに適切に対応するための人員体制の整備が課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応についての現状は、についてです。

職員向けのマニュアルを策定され、マニュアルの検証を兼ねて、避難所開設訓練を実施されたとの御答弁でした。そこで、その訓練の実施で明らかになった課題というものを伺うのと併せて、このマニュアルは職員向けということですが、災害が発生した際に避難所運営の協力要員として期待される自主防災組織の方々に対して、事前にこの新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを、情報として提供するお考えについて伺います。また、避難所の管理運営の基本となる各避難所の管理運営マニュアルの作成状況の3点について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 3点ということで、まず1点目の避難所開設訓練を実施して明らかになった課題でございますけれども、ゾーニングのための作業や、それからパーティションの搬送作業などが、思いのほか時間かかりましてですね、その開設の人手がかかるということが一つです。それから、総合受付場所を屋外を想定しておりますけれども、雨風の最盛期にはちょっと別の場所が必要だなということですね。それから、専用ゾーンに分かれて、職員がそれぞれ対応いたしますが、その情報連絡手段が、今ないなというようなことが課題として挙げられました。

それから、2点目の自主防災組織などにですね、事前にこの新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを提供できないかということでございますけれども、今回のマニュアルにつきましては、緊急で職員向けに急遽策定したものでございますので、地域の方々との連携に配慮したものでございませぬから、現時点では提供する考えはございません。

それから、3点目の各避難所の管理運営マニュアルの作成状況でありますけれども、現在のところ小中学校、15校につきましては、各学校ごとの管理マニュアルを策定済みでございますが、公民館や市民センターなどですね、公共施設につきましては未作成の状況であります。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今御答弁で、その避難所訓練を実施して明らかになった課題、3点ほどですか、御答弁されてましたけれども、その対応とマニュアルへの反映について伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 対応につきましてははですね、また今後の調整になりますけれども、見直しにつきましてはもともとですね、見直しを前提に初版として策定したものでございますので、課題の反映につきましては、順次、行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひ、訓練し終わった後、検証、見直しというのは必要ですので、マニュアルをブラッシュアップさせるためにも、ぜひその点も含めて取り組んでいただきたいと思います。

次に、受入人数の見直し及び避難者の健康状態の確認は、についてです。

受入人数については、2メートルの間隔を確保するために、収容人数は約6割減の1万243人との御答弁でした。そこで、ソーシャルディスタンスを考慮した今回の見直しによって、削減された人数というのを伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今回の見直しにより削減された人数は、1万4,598人であります。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 従来の市内全避難所での収容可能人数というのが2万4,841人、この数値というのは、首都直下地震などによる東京の被害想定のうち、東大和市への被害が甚大であり、発生率が高いと考えられる多摩直下地震と立川断層帯地震の被害想定を前提に算出され、東大和市地域防災計画で示されておりますので、今回の見直しによって避難所全体の収容人数は削減されましたが、避難者の人数というものに変更はないと思うんですね。

そこで、見直しによって削減された、今御答弁のあった1万4,598人の方の避難先として、帰宅困難者の一時受入施設を避難所として活用できるよう、調整中との御答弁でしたので、災害時協定の見直しなど、どのように進められるのか、その進捗状況というのを伺いたいのと併せまして、協定の見直しによって1万4,598人の収容が可能なのか伺いたいと思います。また、各避難所での収容人数が超えてしまった場合の対応についても教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 今現在、帰宅困難者の一時受入施設として、協定を締結しております中小企業大、それからロンドスポーツさん、それから創価学会の文化会館さん、3つの施設に協定をお願いしているところでございます。ここにつきまして、避難所として利用することについて御相談申し上げましてですね、まだ協定を正式に結んでるわけではございませんけれども、おおむね承諾をいただいている状況でございます。現在ですね、具体的な収容人数等の詳細を調整中の段階ということでございます。

このほか車中泊のできる駐車場などの活用の協力について、相談を幾つか進めてるところでございますけれども、今の段階でどの程度、収容人数をカバーできるのかを、お答えできる状況ではないんですが、当初の収容人数を充足させることは大変難しいと考えているところでございます。このため引き続きですね、避難所の増設は検討していきますが、市民の皆様にご協力いただける分散避難を検討していただくよう、市報やホームページ等をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、各避難所で収容人数が超えてしまった場合の対応ということでございますけれども、例えば平成28年の熊本地震の例では、収容人数を超えてしまい、避難所を転々とした被災者がいたということも聞き及んでおります。現時点では、災害対策本部にて余裕のある避難所を確認をして、そちらに移動してもらうことにな

るというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今回の見直しというのは、避難所内で避難者が密集しないよう2メートルの間隔を確保することで収容人数が削減されました。そこで、その2メートルの間隔の確保というのは、どのように対応されるのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 縦横、2メートル四方の大きさのパーティションを今、順次購入しておりますが、これを活用することで2メートルの間隔を確保する予定でございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） パーティションについては、後ほど伺いたいと思いますので、その避難者の健康状態の確認は、について伺います。

総合受付で検温など実施されるとの御答弁ですが、避難者の健康状態を確認するためには、避難所到着時と併せて、定期的なチェックが必要との見解を、厚生労働省が明らかにしています。そこで、健康管理チェックリストなどの準備状況について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難者にはですね、受付時に検温や、その症状等の確認を行いまして、避難者カードを作成して管理に活用していくことを想定しておりますが、今お話があったその後の健康状態の定期的なチェックは予定してございません。従来どおりですね、体調変化があれば申し出てもらうことを考えておりますが、運営体制につきましては、今後も継続的な検証を進めてまいりますので、その一環で、定期的な健康管理についても、検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） その健康状態の定期的なチェックは、予定されていないという御答弁ですが、避難者の健康管理については、安心して避難所生活を送れる対応でもありますので、ぜひとも御検討のほうお願いいたします。

感染症対策防止の観点から、接触感染のリスクを考慮しますと、避難者カードや健康管理チェックシートなど、避難者に手書きで作成していただくよりも、できる限りスマートフォンやタブレットなどを利用した、その電子化されたものを活用するほうが、例えば用紙ですとか筆記用具の消毒なども必要なくなりますので、受付時にスムーズな対応ができるんじゃないでしょうか。

今までは、避難者の氏名、年齢、性別や、誰がどこに避難しているのか、また疾病や、そのアレルギーの有無など、避難所生活に重要となる個々の情報が、従来の紙ベースでは災害対策本部なので、リアルタイムに各避難所の状況を把握することができませんでした。先ほどの各避難所での収容人数が超えてしまった場合の対応について、災害対策本部で余裕のある避難所を確認し、移動してもらうという御答弁でしたけれども、その各避難所から避難者のデータが届き、その集計するまでに時間がかかってしまいます。

そこで、その電子化によって、災害発生後の避難所での避難者の受入れなど、様々な情報を共有し、避難所間での対応の格差や情報の格差を未然に防ぐことができ、またその担当者の負担軽減にもつながりますので、迅速に対応できるシステムの導入、災害分野におけるICT化の推進をぜひとも進めていただきたく、御見解を伺うのと併せまして、ICT化を進める環境整備として、避難所における公衆無線LANの整備状況について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） システムの導入につきましては、これまで具体的な検討はしてきておりませんけ

れども、接触感染のリスク回避や、避難所担当者の負担軽減が図られるということは了解できますので、その予算面も含めましてですね、今後、研究してまいりたいと考えているところでございます。

それと、避難所における公衆無線LANの整備状況についてでございますけれども、現在準備を進めておりますGIGAスクール構想ですね。こちらの中で避難所となる学校につきましては、学校に整備したネットワーク環境を開放し、避難した方が利用できる仕組みとなるよう取り組む予定でございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひ、現在、準備を進めているGIGAスクール構想のネットワークが開放していただけるということですので、ぜひそれにもしっかりと対応していただきたいと思っております。

次に、発熱やせきのある避難者及び濃厚接触者等への対応は、についてです。

発熱者、濃厚接触者など、各ゾーン等の専用スペースを設置されるという御答弁ですが、その際の受付からの動線や、ほかの方と接触せずに専用スペースへ移動する際の対応について教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 受付からの他の方と接触せずにですね、専用スペースへ移動する動線についてでございますけれども、先日、訓練を行いました第五中学校では、別々の動線により移動することを想定して訓練を行いました。ただし、そこは避難所となる施設の構造や条件によりますので、できる限り接触しないことを原則に、現在それぞれの施設ごとの動線の検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 次に、自宅療養者等、感染症を発症した避難者への対応についてです。

一時的に待機スペースで待機するとの御答弁ですが、先ほど伺った発熱やせきのある避難者及び濃厚接触者等への対応と同様に、一般避難者と接触しないよう適切な対応について教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 感染症を発症した避難者につきましては、一般避難者との接触を避けた空間で一旦待機していただきまして、その後に用意した市の庁用車を待機スペースとする予定でございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今御答弁のあった市の庁用車を待機スペースとされるとの御答弁ですが、その感染拡大防止を考慮しますと、陽性者1人に対して1台の庁用車に待機する理解でよいのか確認させていただきます。

○総務部参事（東 栄一君） そのときの車両の調達状況にもよりますが、原則1人で1台の庁用車に待機することを想定しております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） では、次にその医療及び関係機関等との連携体制は、についてです。

避難所での感染者について、保健所等で情報提供して対応されるとの御答弁でした。そこで、避難所内で発症した感染者について、避難所で長期間滞在するのは、一般の避難者への感染リスクが高まりますので、可能な限り早急に避難所から医療機関等に搬送しなければなりません。そこで、避難所から感染者の搬送についての対応を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所からの感染者の搬送についてでございますけれども、今の段階ではですね、救急搬送を要請するか、先ほど申し上げました待機スペースとした庁用車にて、直接搬送するかなどが考えられます。こちらにつきましては保健所との調整の結果ですね、その結果で対応することを考えているところでございます。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 感染者の容体によっても、対応は異なりますので、迅速に臨機応変な対応をお願いいたします。

次に、避難所での対応する職員等の感染防止対策は、についてです。

発熱者ゾーンや、濃厚接触者ゾーンに関わる職員は、感染防止対策として、マスク、手袋、医療用防護衣、フェースシールドを着用するとの御答弁でした。

そこで、今申し上げたマスク、手袋、医療用防護衣、フェースシールドについて、今、十分な数が備蓄されているのか、それぞれ備蓄数を伺うのと合わせて、備蓄数の算出根拠も伺いたいと思います。

- 総務部参事（東 栄一君） 発熱者ゾーンや濃厚接触者ゾーンに関わる職員につきましては、感染防止対策として、マスク、手袋、医療用の防護衣、服ですね、それからフェースシールド、感染防止対策物品ですね。指定避難所、29か所にプラスして、増設予定の3か所、先ほど申し上げました帰宅困難者の一次医療施設ですが、そこで32か所分を想定しております。それぞれ防護キャップが1袋100枚入りのものが各避難所に10袋、医療用シューズカバー、これは1袋に50足入りですけど、これを各避難所に10袋、それからフェースシールドが各避難所に10枚ずつ、それから医療用マスクが、これ各避難所、これも10枚ずつですね。それから、医療用の防護服を、各避難所10着の予定で、先日の第1回市議会臨時会で予算化いただきましたので、今現在、順次、備蓄を進めてるところでございます。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 今それぞれの備蓄数を伺いましたので、次に感染症予防に必要な備蓄品の確保について伺いたいと思います。

手指消毒剤、マスク、医療用防護衣、パーティションなどの確保を進めているという御答弁をいただきました。そこで、第1回市議会臨時会での御説明では、パーティションなどの保管場所として、市役所北側を使用されるということでした。その市役所北側を、そこにパーティションなどを備蓄されるということでしたけれども、いざ災害が発生した際には、避難所開設に必要な物品の運搬など、人員配置など合わせて、どのように御準備をされているのか伺いたいと思います。また、先ほど伺いました2メートルの間隔の確保に必要なパーティションというのは、避難者にいつ配布されているのか併せて伺います。

- 総務部参事（東 栄一君） 避難所開設に必要な物品の運搬等につきましては、地域防災計画に基づきまして、災対市民部の物資班を中心に対応することとしております。また、災害時における緊急輸送業務に関する協定をですね、東京都トラック協会多摩支部と締結しておりますので、こちらのほうにも要請して対応していきたいというふうに考えるところでございます。

それと、先ほどのパーティションの件ですが、こちらについては軽量なものなので、避難所で受け付けをするときにですね、そこで避難者の方に配布することを予定しています。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 今御答弁で、パーティションは受付時に配布されるということですが、そうであるならば、そのパーティションが手元に届いていなければ、避難者の方々というのが、個々にそれぞれ2メートルの間隔を確保するというのは非常に難しいと思うんですね。避難所での混乱を避けるために、例えば体育館に住民の方がそれぞれパーティションもなく入ってしまったら、2メートルの間隔をなかなか保つことができませんので、避難所開設が遅れてしまうと思うんです。遅れれば遅れるほど、受付での避難者の密集、密接

が生じてしまうおそれがありますので、事前に体育館などの床面に、学校の授業に支障がない程度で、2メートル間隔の確保に必要な避難者の滞在スペースとなるレイアウトのベースとして、その区画の表示、細い線、太い線どちらでもいいんですけども、線でしるしておくのも一案ではないかというふうに思います。また、そのパーティションを受付時に配布するのであれば、パーティション自体を、避難所となる学校側で管理していただき、避難所の開設前に、事前にそれぞれに設置をして、パーティションごとに番号を表示し、受付時に避難者に番号を伝えて誘導するというのも、一案あると思うんです。そのパーティションの番号によって、避難者の家族であったりとか、単身であったりとか、そういうものを管理する取組も使用できると思うんですが、御見解を伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） パーティションにつきましてはですね、備蓄スペースがどうしても確保できず、今現在は市役所の北側駐車場のところにコンテナを配備して、そこに収納することを考えておりますので、今おっしゃるとおりですね、受付時に届いておらず、配布できない場合があるというふうに思います。今その場合の事前対応について、いろいろ様々な御提案いただきましたので、その辺、検討したいと思いますが、いずれにしても各施設管理者の了解が前提になりますので、その辺の調整をしながらですね、適切な管理方法についても、併せて検討してみたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひ学校側の協力も必要だと思いますので、ぜひ御検討のほどよろしくお願いをいたします。

手指消毒用アルコールの保管場所に関して、直射日光の当たる場所や高温となる場所での保管は避けること、また高温による発火のおそれから、車内に放置しないよう東京消防庁が注意喚起を呼びかけています。最高気温が体温よりも高い猛暑が続いた中で、換気をされていない備蓄コンテナの内部は、体温以上の高温になっているだろうと予想されます。そこで、その備蓄コンテナの設置場所の確認と、手指消毒用のアルコールなど、発火のおそれのあるものに対する保管場所の検討を図るべきと考えますが、御見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 手指消毒用アルコールの保管場所でございますけれども、各避難所などに設置してある備蓄コンテナに分散保管を予定してございます。今お話があったように、真夏に備蓄コンテナ内が実際の程度の温度になるのかは、ちょっと確認しておりませんが、心配になりまして、一応、東京消防庁に問合せをしたところですね、問題はないという見解だけは伺っているところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 消毒用のアルコールについては、消防法にも定める危険物の第4類、アルコール類に該当されますので取扱いには十分注意が必要です。今、御答弁のあったように東京消防庁に確認をしていただき、問題ないという回答をいただいておりますので安心しておりますが、直射日光に照らされている備蓄コンテナについては、内部の温度が想像以上に高い可能性もありますので、備蓄コンテナの設置場所の確認など、ぜひお願いしたいと思います。もちろん木陰にあったりとか、直射日光、当たってるっていろいろあると思いますので、御確認のほうよろしくお願いをいたします。

また、避難所内でのくしゃみ等の飛沫は、床付近に残りやすく、飛沫がほこりに付着し、床に滞留すれば、今までのような、床に直接布団や毛布を敷いて雑魚寝する避難所の環境を変える対策を取らなければ、感染リスクが高まると専門家が指摘しているように、パーティションで間隔を取るだけでなく、段ボールなどの簡易ベッドで、床から距離を確保する対策が有効とされておりますが、段ボールベッドなどの備蓄状況を伺い

ます。

○総務部参事（東 栄一君） 段ボールベッド等の備蓄状況でございますけれども、災害時における段ボールベッドをはじめとする段ボール性物資の供給についての協定を締結しておりまして、協定事業者とは発災後3日以内に用意することを再確認はしてるところでございます。なお、段ボール製品は、原則、使い捨てということになりますので、今後、私どものほうで200台強ほど購入を予定しているんですが、予定しているベッドにつきましては継続使用ができるタイプの簡易ベッドを考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 継続使用ができる簡易ベッドを購入していただけるということですので、これから先、高齢者がどんどん増えて、床に寝るといってもなかなか厳しい状況になりますので、段ボールベッドと併用して、数多くの簡易的な、簡易ベッドですか——の備蓄のほうも、進めていただきたいというふうに思っています。

次に、分散避難の検討は、についてです。

先ほど他の議員が、分散避難の一つである在宅避難の推進について質問されておりましたので、帰宅困難者の一時受入施設の活用や、車中泊用の駐車場等について研究するとの御答弁の中の車中泊用の駐車場の候補地についてのお考えを伺いたしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 大規模小売店ですね、そういうところの駐車場候補地として考えてるところでございます。ただ、ここで打診した事業者さんではですね、なかなかいいお返事は今のところいただいているところはないんですけれども、引き続き粘り強くといえますか、調整は進めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） その車中泊用の駐車場ですけれども、屋根つきのところがいいだろうなというのは理想ですけれども、なかなかその大型小売店など、御商売ですから、店舗にお客様として来られる方の駐車場というのも、確保しておかなければならないという理由で、なかなかいいお返事はいただけてないのかなとは思いますが、ぜひ屋根つきでなくても、ほかの場所、様々ございますので、いろいろな候補地を探していただければというふうに思います。

次に、今後の課題は、についてです。

人員体制の整備が課題との御答弁でした。従来の避難所運営よりも、感染症への対応が増えた分、収容人数は減りましたが、対応する人員を増やさなければ職員の負担が増え、そして避難所運営に支障を来してしまうおそれがあります。そこで、その避難所運営が円滑に行われるよう、地域住民との連携が必要だと思っておりますが、今後どのように取り組まれるのか伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） 今後の課題についてでございますが、避難所の運営につきましては、避難所の管理運営マニュアルにおきまして、市の職員、また各施設の管理者、そして地域の住民の方々によりですね、避難所管理運営委員会を組織して運用することとしております。そういう意味では、地域の住民の方との連携は必要だと考えております。

一方で、現在の新型コロナウイルスの感染症への対応というのが喫緊の課題となっておりますので、現段階では、まずは市の職員による運用の習熟、そして運用について課題の改善、それをまずは進めるべきだと考えております。また、今年の3月に地域防災計画を修正いたしました。今後ですね、整合性を保つために、避

難所管理運営マニュアルにつきましても見直す機会がございますので、その際に地域の住民の方々との連携についても、検討を加えていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 市職員の方による運用の習熟と運用の改善ですか、先に進めてこられるということですので、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、9月1日号の東大和の市報での市長コラムで、市では新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所の開設や、有事に避難所となる小・中学校の体育館へのエアコンの設置などの準備を進めていますと、市民の皆さんに防災に関する市の取組を発信されておりました。避難所を速やかに開設するには、限られた人数の中で初動要員となる職員の方々と、地域住民等との役割分担の明確化ですとか、感染の疑いがない一般避難者の対応は地域住民に委ねるなどの感染症の対応が増えた分、今まで以上に地域住民との連携が重要となります。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、密閉空間、そして密集場所、密接場面の3つの密が重ならないよう事前に準備をし、避難所内でのクラスターの発生を防止することが基本となりますので、今回、私が様々申し上げました新たな取組内容を、ぜひとも御検討いただき、安心して避難できる避難所の開設につながる新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただきたく要望し、最後に総括として市長の御所見を伺います。

○市長（尾崎保夫君） 避難所ということで、今回ですね、9月1日号、私の市報もそんなふうな関係のことを書かせていただいているわけですけど、今回、特に感じるのは、この避難所ということですね、従来は避難所に集まっていたというところだったんですけども、今回の新型コロナウイルス感染の状況の下ではですね、避難所に行くってことではなくてですね、自宅だとか、あるいは近所だとか、あるいは車の中とかですね、その時々最適な行動を選択するっていうか、できるように、日頃から対応しておいていただきたいなと、そんなふうにも思っているところです。これからですね、そう言いながらもですね、避難所における感染防止対策というのは、本当に重要であるというふうに考えてございます。避難所の運営には多くの人員が必要となりますことから、地域住民との連携に向けて着実に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 今、市長から分散避難についての御答弁もいただいておりますけれども、実際に自宅が倒壊してしまったりとか、住めなくなってしまった方々が避難される避難所で、安心して過ごせる避難所の開設運営に取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 5分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（中間建二君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和2年第3回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく5点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、子宮頸がん予防ワクチンの周知についてであります。

子宮頸がんは、子宮の入り口の部分、子宮頸部にできるがんで、日本においては年間約1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人も女性が亡くなっています。子育て中の女性が罹患し、幼い子供を残して亡くなってしまったといったケースも多いことから、マザーキラーとも呼ばれている怖い病気であります。また、いわゆるAYA世代の女性にとって、結婚や妊娠といった大切なライフイベントに、心理的、身体的なストレスや影響があり、ひいては少子高齢化の観点からも、日本において予防に力を注ぐべき疾患と言えます。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）という極めてありふれたウイルスを原因として起こる病気で、性交経験がある女性の80%が、50歳までに感染を経験すると言われていています。感染を予防することのできるHPVワクチンは、日本でも2009年12月に製造販売が承認され、翌年、国の基金事業対象ワクチンとなり接種が進みました。その後、2013年4月には、国の定期接種に加えられ、制度が整いましたが、接種後に多様な症状が生じたとする報告により、国は2013年6月に自治体による積極的なワクチン接種の勧奨の差し控えや、対象者への個別の通知を求めないこと、接種に当たりワクチンの有効性や安全性について、十分な説明を行うことなどの勧告を出しました。その状況は変わらずに、勧告から既に7年以上が経過しています。しかし、現在でもHPVワクチンは定期接種の対象であり、推奨年齢である小学6年から、高校1年相当の女子は定期接種として接種を受けることが可能であります。

世界保健機関（WHO）は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に、子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすことを目標に掲げ、子宮頸がん排除への戦略として、HPVワクチン接種率90%を目標としています。しかし、日本では、患者数、死亡者数とも、近年、漸増傾向にあり、このままワクチンの接種が進まない状況が改善しなければ、子宮頸がんの予防において、世界の流れから大きく取り残される懸念が生じます。勧告が出たことで、全国ほとんどの自治体が、A類定期接種ワクチンであるにも関わらず、個別通知などによる周知を行わなくなり、その結果、接種率は約70%から1%未満まで激減し、子宮頸がん罹患するリスクが、定期接種導入以前に戻ってしまうとも推計されています。

2020年7月、目黒区では、高校1年相当の女子がいる保護者向けに、区独自の通知を送付し、定期接種の対象者であることや、年度内に3回の接種を終えるには、1回目、接種を9月30日までに行う必要があると周知、また岡山県では対象者へのワクチンの有効性やリスクなどが書かれたリーフレットを作成するなど、周知不足に危機感を感じた自治体独自の取組が広がりつつあります。また、日本産科婦人科学会は、自治体の定期接種対象ワクチンであることの告知活動を強く支持しますとの声明を発表。日本小児科医会も、自治体首長宛てに周知のための通知を実施し、対象者へ正確な情報を伝えるよう要望書を提出するなど、関係団体の定期接種の運用のあるべき姿を求める動きを見せています。

自治体は、制度の周知を行う義務もあり、周知を行わないことは、自治体の不作為を問われる可能性も否定できません。何も知らないまま、定期接種の対象期間が過ぎてしまったという市民を出さないためにも、また正しい情報を知った上で、接種の判断をしていただくためにも、個別通知など確実な情報提供を実施する必要

があるのではないかと考えます。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、厚生労働省の通知（平成25年6月14日）により、積極的勧奨を差し控えることになった前後の当市におけるHPVワクチンの接種率について。

②といたしまして、国がHPVワクチンの積極的勧奨を中断している状況であるとはいえ、接種の呼びかけではなく、疾患の概要、ワクチンの有効性やリスクなど、正しい情報の提供が必要ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

③といたしまして、当市としてどのような方法で対象者である中学1年生から高校1年生の女子に周知をされているのか、現状について。

④といたしまして、積極的勧奨を差し控えられていることで、自分が定期接種の対象者であることや、制度そのものを知らない対象者に正しい情報を伝え、最良の選択ができるように、個別通知の実施が必要であると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、2点目といたしまして、地域と猫の共生についてであります。

動物愛護意識の高まりを背景に、殺傷や虐待行為へ、罰則引上げを盛り込んだ改正動物愛護法が6月に施行されました。ただ、依然、ペットを含む動物トラブルは全国で頻発しています。中でも圧倒的に多いのが、猫に関する苦情や相談であります。長年にわたる人と猫の関係、問題解決に向けた条例制定など、自治体には共生を模索する動きが表れています。

仙台市は、2020年4月に、仙台市人と猫との共生に関する条例を施行しました。室内飼育や災害への備えを飼い主の努力義務とし、飼い主のいない猫の不妊去勢手術や排せつ物処理などの管理を住民有志が手がける地域猫活動の推進に乗り出すなど、共生に向けた動きが全国で広がりを見せています。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、飼い主等における適正飼養を確保するための当市の基本的な考え方と、一般の飼い主が不適切な飼養管理を行わないようにするために、適正飼養を飼い主に浸透させる取組や、不適切な飼養に対する対策の強化について。

②といたしまして、市内における飼い主のいない猫への餌やり活動の現状と課題について。

③といたしまして、飼い主が入院等の理由で飼育崩壊や飼育困難な事例が起きていると認識していますが、それを防ぐための取組について。

④といたしまして、地域猫活動への市民理解を広げ、啓発していくことが重要ではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、3点目といたしまして、小・中学校の安全安心のための施設整備についてであります。

この7月、公明党市議団として、市内全ての小・中学校の現場を拝見させていただき、様々なお声を伺ってまいりました。その中で、コロナ対策への負担の声が大きく聞かれた一方、児童・生徒や教職員を安全安心に守るための施設整備についてお声がありましたので、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、コロナ禍における緊急時の対応として、校内の教室と職員室、保健室などでの連絡手段として、インターホン等が必要ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

②といたしまして、防災行政無線の内容を的確に聞くためにも、各小・中学校の職員室に防災行政無線戸別受信機を設置する必要があると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、4点目といたしまして、危険なブロック塀の倒壊対策についてであります。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が、一昨年の11月に閣議決定され、平成31年1月1日に施行されました。

避難路、沿道の一定規模以上のブロック塀等が、耐震診断の義務づけ対象に追加され、これにより都道府県または市町村が、耐震改修促進計画に記載する避難路の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等は、耐震診断が義務づけられました。また、平成30年6月の大阪北部地震では、女子児童が倒壊したブロック塀の下敷きになる痛ましい事故が発生いたしました。これを受けてブロック塀の撤去や改修の動きが全国の自治体に起こり、この制度を持っていなかった様々な自治体が、新しい制度構築を始めております。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、通学路や避難道路などに隣接するブロック塀の倒壊対策の検討を急ぐべきだと考えますが、現在の取組状況や課題について。

②といたしまして、ブロック塀等の改善事業に対する補助制度について。

アとして、他自治体の取組状況について。

イとして、当市の現状や課題についてお伺いいたします。

最後に、5点目といたしまして、デザインマンホール蓋の活用についてであります。

最近、いろいろな形で注目を集めているマンホール蓋の活用ですが、このコロナ禍で、マンホールカード特別版の配布に関しては、先が見えない状況ではありますが、当市でもいよいよマンホールカードの活用が始まることに感謝申し上げます。多くのマンホラーが来てくれることを期待いたします。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、デザインマンホール蓋を検討した経緯と設置後の反響について。

②といたしまして、マンホールカード特別版の発行に関する詳細について。

③といたしまして、今後の展開と見込める効果についてお伺いいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種の接種率についてであります。平成25年度から定期予防接種として追加されたヒトパピローマウイルス感染症予防接種について、市では平成24年度は任意予防接種として実施しております。積極的接種勧奨の差し控えとなるまでは、標準接種時期とされる中学1年生の保護者の方に個別通知を送付いたしました。中学1年生における接種率は、平成24年度は約46.8%、平成25年度は12.2%となっております。

次に、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種の情報提供についてであります。市公式ホームページにおきましては、ヒトパピローマウイルス感染症という病気、ワクチンの種類や副反応、子宮頸がん検診について掲載するとともに、厚生労働省の該当ページが閲覧できるようにしております。さらに、厚生労働省が作成したQ&A及び保護者向けのリーフレットなどにつきましても、市公式ホームページを介し、市民の皆様へ情報を提供しております。

次に、対象者への周知の現状についてであります。市では積極的接種勧奨を差し控えていることから、ヒ

トパピローマウイルス感染症予防接種の対象となる、小学6年生から高校1年生の女性に対して、予防接種の直接的な周知を行ってはおりません。周知につきましては、市公式ホームページでの情報掲載のほか、毎年4月に全戸配布を行っております健康づくりカレンダーの中のこどもの定期予防接種の部分において、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種に関する情報を掲載しております。

次に、個別通知によるヒトパピローマウイルス感染症予防接種の情報提供についてであります。現時点におきましても、積極的接種勧奨の差し控えは継続されておりますことから、個別通知によるヒトパピローマウイルス感染症予防接種の情報提供につきましては、引き続き国などの動向を注視するとともに、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、飼い主等における適正飼養を確保するための市の基本的な考え方と、その対策についてであります。動物の愛護及び管理に関する法律では、地方公共団体に対して、動物愛護と適正飼養に関する普及啓発についての努力義務が定められております。市といたしましても、機会を捉えて普及啓発に取り組んでいるところであります。また、適正飼養を飼い主に浸透させる取組や、不適切な飼養に対する対策の強化につきましては、令和元年6月19日に公布されました動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律におきまして、動物の適正飼養のための規制と動物虐待に対する罰則が強化されたことから、地域猫対策を含めた動物の愛護と適正管理の推進が一層求められるものと認識しております。

次に、市内における飼い主のいない猫への餌やり活動の現状と課題についてであります。現状につきましては市内数か所において、飼い主のいない猫への餌やりが行われていることは認識しております。また、課題につきましては、飼い主のいない猫を減らすため、不妊去勢手術を確実に実施できる環境を整えるとともに、地域における活動が認知され、受け入れられることが必要であると考えております。

次に、飼い主の理由により、飼育崩壊や飼育困難な事例への取組についてであります。飼い主の入院等により、猫の飼育が困難になっている事例は、市内でも発生している状況にあります。市としましては、飼い主の親族や近隣の方々などから情報や協力を得るとともに、東京都動物愛護センターや、地域猫活動に関わるボランティアの方々とも連携を図り、個々のケースへの対応に努めているところであります。

次に、地域猫活動への市民理解と啓発についてであります。地域猫活動をより一層推進していくためには、地域猫活動に対する認知度をさらに高め、活動の担い手を増やす必要があると認識しております。現在、地域猫活動に対する理解や関心を高めるために、セミナーの開催や市報掲載による広報活動を実施しておりますが、市民理解がさらに進むよう事業に取り組む必要があると考えております。

次に、小・中学校の安全安心のための施設整備についてであります。現在、国の補助金を活用し、各学校の要望に応じた、新型コロナウイルス感染症対策に係る物品の購入を行っているところであります。学校内のインターホン等の設置につきましては、当該補助金の対象外となっております。今後、その他の施設整備と合わせ、予算の範囲内で何を優先させるのか、検討が必要であると考えております。

次に、各学校への防災行政無線の個別受信機の設置についてであります。市内の防災行政無線は、どの地域でも聞くことができるように配置されているものと認識しておりますことから、現時点におきましては、各学校への個別受信機の設置の必要はないものと考えております。

次に、通学路や避難道路などに隣接するブロック塀の倒壊対策についてであります。平成30年6月の大阪府北部地震により、小学校プールの塀が倒壊し、児童が死亡した事故を受けまして、本市におきましても小学校のプールのブロック塀等の改修を行ったほか、学校に依頼し通学路の緊急点検を実施いたしました。また、

令和元年7月の通学路合同点検におきましても、早急な対応が必要と思われる箇所はありませんでした。避難道路につきましては、地域防災計画において、広域避難場所を指定している地区と、広域避難場所を結ぶ都市計画道路、またはおおむね幅員15メートル以上の幹線道路等を避難道路と位置づけております。早急な対応が必要な箇所はないものと認識しております。

次に、ブロック塀等の改善事業に対する補助制度についてであります。他自治体の取組状況につきましては、令和元年10月1日時点で多摩26市中19市において、個人や事業者等が所有するブロック塀等の安全対策に係る補助制度を設けているものと認識しております。

次に、市の現状や課題についてであります。現時点では、個人や事業者等が所有するブロック塀等の維持管理は、所有者等の責任においてなされるべきであると認識しております。このため、市公式ホームページにおきまして、ブロック塀の点検について注意喚起に努めているところでありますが、引き続き補助制度を導入している他市の状況等を踏まえ、対応について検討してまいります。

次に、デザインマンホール蓋を検討した経緯と、設置後の反響についてであります。平成31年度に東京都が観光振興施策の一環として新設いたしましたデザインマンホール蓋設置・活用等推進事業費補助金を活用し、当市における観光客誘致の促進と地域活性化を図る目的で、本事業を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なイベント等が中止や延期となる中、子育て世代や高齢の方からは、デザインマンホールを探しながらウォーキングすることで、気分転換や健康増進が図れるものと、声が寄せられております。

次に、マンホールカード特別版の発行に関する詳細についてであります。東京都はデザインマンホール蓋を設置した17区市を対象に、これを観光資源として活用したお披露目イベントの開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス対策により、令和2年2月27日、中止を決定しました。また、このイベントに合わせ、東京都が特別版の要件を満たした12区市に対し、通常版とは背景色が異なるマンホールカードを制作し、当市では郷土博物館におきまして、3月9日から配布する予定でしたが、当面の間、延期されることとなり現在に至っております。

次に、今後の展開と見込める効果についてであります。市の観光キャラクター うまべえのデザインマンホールという話題性を生かし、新たな観光スポットとして情報を発信することで、当市への来訪者の増加が見込まれます。また、ウォーキングイベント等のランドマークとして活用することで、市内の回遊性がより高められ、新たなにぎわいの創出にもつながるものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

では、順次、再質問をさせていただきます。

まず1番の子宮頸がん予防ワクチンの周知についてでございますけれども、厚生労働省はHPVワクチンに関する情報の周知を進めるため、リーフレットを作成して、自治体に使用を促していますが、最近の認知度調査では、対象年齢の女性では82.5%、その母親は87.7%が、リーフレットを見たことがないという結果でございました。また、個別通知による周知を実施している自治体は、1,742自治体中、97自治体にとどまっており、HPVワクチンが定期接種であることについても、周知不足と言わざるを得ない状況となっております。

また、同調査で41%の方が、接種に関して分からないことが多いため、決めかねていると回答し、情報不足の接種の可否を判断できないといった現状も明らかとなりました。積極的接種勧奨の差し控えのため、定期接

種の期間にワクチンを接種できなかった市民から、自費で打とうにも5万円との高額で、諦めることになったと。また、ワクチンで防げる病気なのに、接種していなかったために、感染してしまったらやるせないというようなお声を伺っております。

2020年7月17日に開催されました厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）においてのHPVワクチンの情報提供について（案）でございますけれども、こちらにおいて改定が検討されているリーフレットについての改定内容と情報提供について、改めて市の見解をお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省で改定について議論されています3種類のリーフレットは、ヒトパピローマウイルスワクチンの情報提供が目的とされております。会議において整理された情報提供の目的、内容、方法の方向性に基づき、具体的な内容について議論が行われたとされております。

情報提供の目的としては、公費によって接種できるワクチンの一つとして、ヒトパピローマウイルスワクチンがあることについて知っていただくとともに、ヒトパピローマウイルスワクチン接種について、検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報を、接種対象者及びその保護者に届けることとされています。また、情報提供の内容としては、現在の3種類のリーフレットについて、対象者、目的を改めて整理し、構成の変更を行う。読みやすさ、分かりやすさを重視する方向性に沿って改定するとされております。

また、情報提供の方法としましては、接種対象者及びその保護者が情報に接する機会を確保し、接種をするかどうかについて検討・判断できるよう、自治体からリーフレット、または同様の趣旨の情報提供資料の個別発送を行う。また、接種を希望する場合は、接種を受けられるよう、接種の方法、当該自治体における接種日時、接種場所など、リーフレットと併せてお知らせするとされております。市では、これらのことにより、ヒトパピローマウイルスワクチンについての情報提供が充実するものと認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

市の現状は、国の動向に注視しつつ慎重に進めているということでございますけれども、接種対象者に一番身近な基礎自治体として、少なくともこの定期接種の権利がなくなる高校1年相当の女子に対しては、事前に接種の可否を判断するための最新の正しい情報とともに、この助成期間終了のお知らせ、権利失効通知ですけれども——を行うべきだというふうに考えますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○健康課長（志村明子君） 現時点におきましても、積極的接種勧奨の差し控えが継続されております。そのため、高校1年生相当の方を含めた個別通知の実施は難しいものと考えております。一方で、厚生労働省において、ヒトパピローマウイルスワクチンの情報提供の内容や方法について議論が継続して行われており、その中で個別通知についても議論されております。今後、厚生労働省における議論の内容を注視、把握するとともに、情報提供の個別通知につきましては、国の決定などを捉え、適切に対応してまいりたいと考えております。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

少なくとも、定期接種のこの権利がなくなる高校1年相当の女子に対しては、接種の可否を判断するための最新の正しい情報とともに、この助成期間終了のお知らせ、権利失効通知をするべきではないかというふうに考えておりますので、この点については要望させていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

では、次に、2番、地域猫活動に移らせていただきます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時43分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、2番の地域と猫の共生について、に移らせていただきます。

地域で野良猫を適正に管理しながら、殺処分を減らす地域猫活動が全国に広がっています。生命、生存、生活の視点で、人間の生命の尊厳と同じように、動物愛護のために、日々、ボランティアに徹する市民の方に敬意を表します。殺処分の原因ともなっている望まない繁殖を抑えるため、不妊去勢手術のお手伝いを行ったり、無責任な飼い主による飼育放棄などが原因で、放置された猫を野良猫化しないよう、地域住民が共同でお世話をするなど取り組んでおります。その活動に感謝申し上げます。

また、殺処分を減らそうと、各地で広がっている地域猫活動は、1997年ごろから全国各地で始まり、地域の住民が野良猫の繁殖制限や世話をを行うもので、地域住民同士が協力してお世話をするものです。犬猫等の動物が好きだとはいえ、この活動で頑張っている方は大変に尊いことだと感じております。今後、地域猫活動に対する行政の支援は一層必要になるかというふうに感じておりますけれども、市のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 地域猫活動につきましては、地域住民、ボランティア及び行政の3者が、適切な役割分担の下に連携を取って進められるものと言われております。その中で、行政に求められる役割ですが、地域猫活動の普及啓発、関係者間の連絡調整や相談への対応、不妊去勢手術等の費用の助成等であると認識しております。

○16番（荒幡伸一君） 地域猫活動が進んでいる自治体では、自然死まで見届けながら、やがては地域猫が減少している成果は、人とこの動物の共生が進んでいると言っても過言ではないというふうに思います。心もとない人間により、生活圏に放置された野良猫を社会に更生する活動は、大きな好影響を与えることとなります。

例えば、この活動は市民の情操教育になり、豊かな人間形成につながり、やがては当市の住みやすいまちづくりに貢献し、高い評価を得ることになるはずであります。市民の中には、まだまだこのような活動に理解不足の方もみえますし、地域猫と野良猫の判別ができていない方もみえます。地域猫と野良猫を判別ができる、このあかしはどのようなものなのか、また両者にはどのような違いがあるのか、お伺いをいたします。

○環境課長（下村和郎君） 地域猫と野良猫の判別であります。不妊去勢手術をいたしますと、猫の耳にV字型のカットを入れます。桜の花びらのように見えるため、「さくらねこ」とも呼ばれていますが、これが目印になると言われております。

地域猫と野良猫の違いであります。両者は同じ飼い主のいない猫でありながら、地域猫は不妊去勢手術が施され、餌やりやふん尿の処理が適切に行われて、その存在が地域に認められている猫であると言われております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、地域猫の飼育場所は、この市内には何か所あるのかお伺いをいたします。

○環境課長（下村和郎君） 地域猫の実態については、正確には把握できておりませんが、これまで市に寄せられた情報を基にしますと、少なくとも10か所はあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 10か所、意外と多いなっていうふうに感じましたけども、市内のこの地域猫活動ボランティアの活動状況を、市はどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○環境課長（下村和郎君） ボランティアの方々の活動状況につきましては、現在のところボランティア登録制度がなく、活動報告を提出していただくようなことがございませんので、正確には把握できてないところですが、不妊去勢手術費用の助成の利用状況ですとか、市への連絡、相談等によりまして、一定程度の状況は把握しているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 地域猫のこの飼育場所が増えて、このボランティアが増えることによって殺処分が減り、飼い主のいない猫の安住場所が増えることにつながっていくのかなというふうに思います。

それではですね、地域猫活動ボランティアの役割と行政のサポートは、どのようなものなのかお伺いをいたします。

○環境課長（下村和郎君） 地域猫活動は、地域の野良猫によるトラブルを解決するための住民自身による地域活動と言われております。行政は地域猫活動の公共性を保障し、地域住民やボランティアの方々の活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うことが役割でありますので、地域猫活動に対する認知度をさらに高め、活動の担い手を増やしていく必要があると考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 当市においては、この不妊去勢手術に対して、手厚いこの手術費用補助を行っております。大変にありがたいというふうに思っております。また、活動に対しての様々なサポートがあるということも聞いております。しかし、行政にはもう一歩ですね、踏み込んだこの取組が必要だというふうに、私は思っております。

犬猫殺処分ゼロの取組や、地域猫活動等は、このテーマが大きくて、これらの活動で成果を上げるには、ボランティアと行政の連携が重要だというふうに考えます。また、自治体が取り組むべき大きな生活環境向上のテーマと捉えて、行政主導で取り組んでほしいというふうにも思っております。現にペットによる飼い方が間違えれば、大変な御近所トラブルにもなります。フン害や交通事故の原因になったり、恐怖心を与えたり、鳴き声がうるさかったりですね、様々なトラブルが発生しています。地域猫活動に携わるこのボランティアと、東京都動物愛護センター、そして行政とで計画的な取組を進めていただきたいというふうに考えますけども、いかがでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 現在も環境課が窓口となりまして、状況に応じてボランティアの方々、東京都動物愛護推進員の方や、東京都動物愛護センターと連携を取りながら、対応に努めているところであります。トラブルが大きくなる前に、必要な対応を図れるよう、より一層、連携を緊密にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしくお伺いをいたします。

では、最後にですね、市民の方からいただいたお声を、ちょっと紹介をさせていただきますけども、不妊去勢手術をした後の抗生剤の件ということで、飲み薬をくださる獣医さんもいるのですが、基本、野良猫に飲み薬の投与は厳しいので、コンベニアという抗生剤の注射を獣医さんで打てるようにしてほしいということです。金額は、猫の体重で違うということなんですけども、大体2,000円から3,000円強だということです。

このほかに、ノミ・蚊よけの薬、これがまた1,100円から1,500円くらいかかるということで、こちらもつけ

てもらうので、全部この捕獲者が負担するととても大変な金額になりますと。まして捕獲する際の餌代、車代、地域猫として見るための餌代、せめて捕獲して手術したときに、猫の体の負担が少ないように、また手術させたこちら側の心の負担、金銭的な負担が少なくなるように、この抗生剤、注射代もしくはこのノミ・蚊よけの薬代、全額か、補助をお願いしたいと思いますということでもいただきました。また、1匹ならこの負担もそれ止まりですが、数匹、数十匹となるとかなりの負担になりますと。命を大切に思う人に任せっきりで、労働も金銭も全て負担させるのは厳しいと思いますと。ぜひ改善されることをお願いしますというような、お声をいただきました。これについて、市の見解をお伺いいたします。

○環境課長（下村和郎君） 不妊去勢手術費用の助成についてであります。手術に要する費用につきましては、ボランティアの方々の自己負担が伴わないように、段階的に助成額を引き上げてきたところでございます。したがって、抗生剤の注射代や、ノミよけの薬代につきましては、現在、助成費用の対象とはなっておりませんので、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） なかなかすぐにはっていうのは難しいのかなというふうに思いますけれども、前向きに御検討いただきますように要望させていただきます。よろしくお伺いをいたします。

また昨日、他の議員からも要望がございましたけれども、市報や市の公式ホームページの掲載について、この地域猫活動に関しては、この地域の理解を得ることが課題でありますので、地域猫活動とはどういう活動なのかなどですね、この地域猫活動全般の説明が大事であるというふうに考えますので、この点も重ねてよろしくお伺いをいたします。

以上で、2番、地域と猫の共生については終了させていただきます。

次に、3番、小中学校の安全・安心のための施設設備についてでございますけれども、小中学校の安全・安心のための施設設備のインターホンについてでございますけれども、現在、各学校と調整をし、熱中症対策や新型コロナウイルス感染症対策用の物品を手配しているというふうに聞いております。学校で必要となる新型コロナウイルス対策の物品は、各学校により異なります。物品の種類は多岐にわたるものというふうに思いますが、補助金で対象となる物品の指定等について、一覧は国から示されているのか、お伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 今回、活用しております学校保健特別対策事業費補助金におきましては、対象となる物品につきましては熱中症対策、または新型コロナウイルス感染症対策に係る物品という表記になっており、対象物品の一覧等はございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 今回、このインターホンは、国の補助金の対象とならないということですが、校長室や職員室から一番離れている教室まで、歩いて2分から3分かかかる学校もあるということです。往復ですと4分から6分かかかることとなります。そこを、まず頭に入れていただきたいというふうに思います。連絡手段として、教室と職員室、保健室などにインターホンを設置して、児童・生徒が急に具合が悪くなった場合に、少しでも早い対応が可能になることから、熱中症対策またはこの新型コロナウイルス感染症対策として、対象となるのではないかとというふうに考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） こちらのインターホンにつきましては、対象とならない理由でございますが、東京都を通じて国のほうに確認をいたしましたところ、議員から御指摘をいただきましたとおり、熱中症対策、または新型コロナウイルス感染症対策としては問題はございませんでした。ただし、備品等の購入であるため、

原則として工事を伴わないこと、それと今回のインターホンにつきましては、設置をすることによりまして建物の資産価値に影響してしまうということ。これらの2点の理由により、対象にならないという回答がありましたことから、今回の要望のあった学校へはですね、その旨、お伝えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

工事をしないで設置をできれば大丈夫なのかもしれませんので、その点、もうちょっと考えていきたいなというふうに思います。

補助金の対象外であることは理解をいたしました。ただ、この各学校の環境により必要となる物品は異なりますが、このインターホンのように、補助金の対象にならないが、必要となる物品は多々あるというふうに考えます。そういった点へは、どのように対応する予定なのかお伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） これまでもですね、各学校の備品等につきましては、各学校の状況に応じまして、予算の範囲内において対応してまいりました。今後でもですね、限られた予算の中ではありますので、インターホン以外にも必要とされる施設の整備と合わせまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお伺いをいたします。

児童・生徒の安全・安心をまずは第1に考えていただいて、前向きに検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、②の防災行政無線の戸別受信機の設置に移らせていただきます。

先ほどの市長の御答弁では、防災行政無線は市内全般で聞こえるように配置されているとの答弁でございましたが、学校から聞こえなかった等の問合せはなかったのかお伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 防災行政無線の放送内容の学校からの問合せについてでございますが、隣接する自治体の防災行政無線の試験放送につきまして、問合せをいただいたことはございます。ただし、把握する限りはですね、当市が放送した内容が聞こえなかった等のお問合せはございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 特にこの市境の学校では、隣接するこの自治体の放送など混在するわけでございますけれども、各学校に防災行政無線の戸別受信機を設置する必要性について、正確な情報を把握して、学校の安全安心の確保をするこの観点から必要であるというふうに考えますけれども、この必要性の認識について改めてお伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 個別の受信機はですね、防災行政無線を室内で聞けるなど、情報伝達手段としては、より聞き取りやすくなると思われそうですが、費用面においてもコストがかかることから、現時点では現状の聞き取りの環境で対応していきたいと考えております。また、議員がおっしゃるとおりですね、正確な情報の把握につきましては、学校の安全確保には重要でありますことから、これまで以上に情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） いざというときは、初動が大事だというふうに言われております。正確な情報が的確に受け取れるようにですね、御検討をお願いいたします。

では、次の4番、危険なブロック塀の倒壊対策について、に移らせていただきます。

例年実施されています通学路の合同点検でございますけれども、今年度の通学路の合同点検の状況についてお伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 今年度の通学路合同点検につきましてはですね、警察署等の関係機関と調整をいたしまして、新型コロナウイルス感染症や、マスクの着用による熱中症に配慮いたしまして、各学校から依頼のあった点検箇所について、関係者が個々に確認をし、必要に応じて合同で現地確認を行うこととしております。現時点では、ブロック塀倒壊の危険箇所に関する点検箇所はございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それではですね、昨年の7月の通学路合同点検の状況はいかがでございましたでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 令和元年7月の下旬にですね、学校、保護者、東大和警察署、道路管理者及び教育委員会で実施いたしました通学路合同点検でございますが、毎年度、小学校10校に対し、事前に点検希望箇所の抽出をお願いし、その中から点検の必要がある箇所について、点検を実施したところでございます。この中で、通学路と合わせて隣接するブロック塀等で、倒壊の危険がある箇所の有無についてですが、特段早急な対策が必要な箇所はございませんでした。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。早急な対策が必要なところはなかったということで理解をいたしました。

次に、ブロック塀等の補助制度についてお伺いをいたします。

昨年10月の時点で、26市中19市が補助制度を設けているということでございましたけれども、制度を設けていない市について教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 当市以外ですと、昭島市、小金井市、東村山市、福生市、東久留米市、羽村市の6市が、現時点で補助制度を設けていないと認識しているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

以前のこの定例会で質問をしたときよりも、補助制度を設けている自治体は大幅増えたというふうに思います。増えた要因の一つとして、東京都が独自に危険ブロック塀等の撤去や新設等の補助制度を設置したことがあるというふうに思われますが、都の補助制度はどのような内容になっているのかお伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都の補助制度でございますけれども、安全性に問題のある高さ80センチ以上のブロック塀などの調査、撤去、新設、改修に要する経費が補助対象となるものでございます。都の補助率は、市の補助額の4分の1で、補助限度額として調査、撤去については、1メートル当たり6,500円、新設、改修については、1メートル当たり6,000円を限度とするものでございます。また、国産木材を使用した木塀ですね、木の塀を新設する場合につきましては、新設に要する経費のうち、木塀加算相当分、14万6,000円までの経費を都が全額負担するものと聞いているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 都の補助制度が設けられて、各市においても多くの市で補助制度が設けられている状況であります。民間所有のブロック塀は、設置されてから長期間が経過しているものも少なくないというふう

に考えます。改めてですけども、補助制度について検討ができないものか、お伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都の補助制度はですね、災害時に避難経路に定められた道の沿道にあるブロック塀等が補助対象というふうになっているところがございます。当市の地域防災計画では、避難には任意の避難経路を利用することを原則としておりまして、避難経路となる道を定めておりません。これが課題の一つであるとも考えておりますけども、一方ですね、現時点では民間所有のブロック塀につきましては、その維持管理は、民間や個人の責任においてなされるものという認識は変わってございません。引き続き補助制度を導入している他市の状況等を踏まえまして、対応について検討してまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

危険なこのブロック塀は、災害時のけがの原因となったり、大阪北部地震でもあったように、最悪の場合は人命を奪う凶器になり得るものでありますので、過去の災害の教訓を踏まえつつ、この補助制度について前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

また、倒壊のおそれのある塀の所有者に対して、その危険性を周知するのは自治体の責務であるというふうに認識をしております。そうした取組も合わせてお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、次、最後のデザインマンホール蓋の活用についてに移らせていただきます。

平成31年度東大和市一般会計補正予算（第1号）で、デザインマンホール蓋設置活用等推進事業費の内容についてお伺いをいたしました。東京都が設置した補助率、この10分の10の補助金を活用して、うまべえのデザインマンホール蓋を市内24か所に設置されましたが、この事業に関する東京都の取組状況について教えていただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） デザインマンホール蓋設置活用等推進事業におけます東京都の取組状況でございます。

本事業は、アニメや漫画、また自治体等のキャラクターの活用を要件に、都内市町村を対象とした補助事業になります。東京都によりますと、平成31年度は当市を含め、10市がこの事業を活用いたしました。また、東京都が平成31年度当初予算で計上いたしました事業費3,600万円のうち、当市は1,200万円の補助金交付決定を受けまして、予算措置とデザインマンホール蓋作製を産業振興課が、また設置工事を下水道課、土木課、環境課が担当し、庁内連携を図りまして事業を実施いたしました。東京都の令和2年度事業説明では、観光振興施策の推進を図る方針からですね、デザインマンホール蓋設置活用等推進事業の予算額を増額していますという、そのようなことございました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、マンホールカードの作成につきまして、お伺いをさせていただきます。

こちらにつきましては、平成29年第2回定例会、また平成31年第1回定例会と、2回、質問させていただきましたが、当時の状況では、作成までの道のりは非常に困難があるものというふうに認識をしておりました。しかし、今回は東京都主催のお披露目イベントというチャンスを生かされ、マンホールカードを、しかもこの特別版が作成されたということで、とても喜ばしく思っております。そこで、具体的にカードの作成枚数や、

デザインに込めた思い、また配布場所の選定理由などについて、お聞かせいただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） マンホールカードの作成枚数等についてでございます。今回、1万枚のカードが作成されましたが、東京都主催のお披露目イベントの中止に伴いまして、当市での配布も延期となっております。配布開始時期につきましては、改めて東京都から連絡がございます。マンホールカードのデザインにつきましては、当市文化財の変電所を背景に平和を願ううまべえをイメージしております。また、カードの配布場所につきましては、土曜日と日曜日の配布が可能な場所との規定から、社会教育部と協議をいたしまして、デザインに使用した変電所を所管する郷土博物館といたしました。郷土博物館といたしましても、市外からの来館者増加に期待を寄せておる、そんなところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、このデザインマンホール蓋の設置に伴う今後の展開につきましては、私自身も様々な発想が生まれてきているところでございますけれども、私の知人にもマンホール蓋の愛好家である、このマンホラーの方がいらっしゃいますけれども、東大和市でのこのデザインマンホール蓋の設置の情報を受けまして、早々に御連絡をいただきました。このように期待を寄せているマンホラーの方々は、全国的に広がりを見せており、当市への来訪者増加も見込めるものと期待をしております。

そこで、最後に実際に行われたこのイベントや、今後の展開などでお考えがございましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 実際に行われましたイベントについてであります。東京都が周遊イベントとして、令和2年3月8日からモバイルスタンプラリーを開催いたしました。新型コロナウイルス対策により、4月10日にイベントを一時中止とし、現在に至っております。当市でも、多摩湖の1か所を周遊スポットとして選定しており、イベントの再開後にはですね、引き続き東京都と連携した事業展開を進めてまいりたいと考えております。

また、郷土博物館とハミングホールに、展示用のデザインマンホール蓋を各1枚ずつ常設したほか、市報や市のホームページへの掲載、また設置マップや頒布品を作成し、PR活動に取り組みしましたところ、ケーブルテレビ等のメディアにも取り上げられるなど反響がございました。

今後につきましては、鉄道会社と共催するうまかんべえウォーキングのような機会に、民間事業者に対しまして、デザインマンホール蓋を活用した周遊イベントの企画なども提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。今後の展開を楽しみにしております。

また、全国の多くのマンホラーが東大和市に来てもらえることを期待いたしまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中間建二君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時20分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○議長（中間建二君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔15番 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和2年第3回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、GIGAスクール構想及び学校教育におけるICT化の推進についてです。

文部科学省においては、社会の情報化が加速度的に進展する現下において、時代状況に応じた教育の充実を図るべく、GIGAスクール構想を立ち上げ、これを推進してきました。文部科学省の公開している資料を確認いたしますと、その目的とするところは、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させること。また、これまでの我が国の教育実践と最先端の技術のベストミックスを図ることにより、教師、児童・生徒の力を最大限に引き出すことであるとうたわれております。当初の予定では、国は令和5年度までにタブレットを含むパソコン機器を、全ての児童・生徒へ1人1台整備していく方針を打ち出しておりました。しかし、折からの新型コロナウイルス感染症拡大によって状況が一変をいたしました。昨年度末から今年度当初にかけての学校の休業が行われる中、ICTを活用して自宅においても児童・生徒の学習が滞りなく進められるような取組が、社会的に大きく注目をされるようになりました。

と同時に、日本の教育におけるICT化の進展が、世界の他の先進国と比較して大きく遅れていることが改めて強く認識されるようになりました。実際、学校におけるICT利活用は、世界から後塵を拝している状況にあり、学校授業でのデジタル機器使用時間は、OECD加盟国で最低水準となっています。文部科学省の資料においても、学校のICT環境整備状況は脆弱であるとともに、地域間での格差が大きい危機的状況との認識が示されております。

ここにおいて政府は、コロナ禍の現況における学校教育の充実に関し、GIGAスクール構想をスピード感を持って進めようと、令和5年度までの予定を繰り上げて、今年度中の1人1台端末の実現に向けた予算措置を行いました。これを受けて、東大和市においては、尾崎市長の決断のもと、GIGAスクール構想を大きく前進させる取組をしておられます。

以前より、議会での一般質問等の場において、学校教育におけるICT化の推進を訴え、先般のコロナ対策に関する市長への緊急要望においても、これを強く主張してきた私ども公明党として、尾崎市長並びに市の決断と取組を高く評価するとともに、現在の進捗状況並びに今後の展望などについて、以下、確認をさせていただきたいと考えます。

①GIGAスクール構想の推進について。

ア、児童・生徒1人当たり1台の学習端末を整備することについて、現在の進捗状況はどのようになっているのか。また、最終的に児童・生徒への配備が完了し、活用できる時期はいつ頃になるのか。

イ、端末機の収納スペースの確保や充電の方法、貸与された学習端末の管理等についてどのように進めてい

くのか。

ウ、高速大容量回線の確保やデバイス管理システムに関する今後の見通しと、各家庭ごとに異なる通信環境への対応をどのように進めていくのか。

エ、ICT活用教育アドバイザーやICT支援員及びGIGAスクールサポーターの配置について、市としてどのように進めていくのか、見解を伺う。

オ、端末機等整備後の通信費や管理費等ランニングコストについて、年間でどの程度必要となると見積もっているのか。また、国や東京都からの財政措置は見込めるのか。

②ICT化による学校教育の新たな展開について。

ア、令和2年度から必修化となった小学校でのプログラミング教育の進捗状況と今後の展開について伺う。

イ、不登校の児童・生徒の学習を進める対策の一環として、ICTを活用することは有効であると考えますが、市の認識を伺う。

ウ、ICTを活用して効果的に学習を進めるためには、教員のICTスキルを向上させる必要があるが、市は今後どのように取り組んでいくのか。

エ、ICTを活用した教育に先進的な取組をしている学校の事例を市内各校で共有することが、効果的で効率的な学習活動に資することになると考えるが、この点について市としてどのように取り組む考えか。

オ、教員のテレワークの推進について、コロナ禍にある現状を鑑み、その体制を整えることが大事であるとの現場の声を伺った。個人情報の漏えいに十分に配慮しつつ、他自治体の事例などを参考に東大和市も推進すべきと考えるが見解を伺う。

2点目は、防災力強化の取組についてです。

東大和市では、この3月に地域防災計画が修正をされました。新たな計画の下でさらに安全安心のまちづくりのための防災施策を進められていることに感謝申し上げます。

前回、平成25年3月の修正以降も、日本各地で甚大な被害をもたらす自然災害が多発しています。今回の修正では、当然そうした近年の災害状況を踏まえて計画の充実が図られていますが、その詳細について確認させていただきたいと思います。合わせて情報提供の在り方に関して、東村山市で導入されている防災アプリの活用についても、市としてのお考えを聞かせていただきたいと考えます。

また、昨年の市内土砂災害の復旧に際しては、実際の復旧作業が大変なものになるのはもちろんのこと、それを進めるための財政面での対応についても大変な御苦勞をされておられると存じます。今後の自然災害に際し、自治体としては財政面の対応についても大きな課題となっていくことが、今回の土砂災害の対応によって改めて確認をされたものと認識しています。

そこで、今後の基金の積立てや国や都の補助の在り方、今回の事例を踏まえて速やかに補助申請できるような体制整備についても、考えていく必要があるのではないかと考えております。これらの点を鑑み、以下に質問いたします。

①令和2年3月に修正された東大和市地域防災計画において、東日本大震災以降の近年の大規模な自然災害を受けて、新たに進められる取組について伺う。

ア、土砂災害に対する予防対策の取組はどのようなものか。

イ、災害ボランティアや他自治体からの応援体制の取組はどのようなものか。

ウ、災害情報の提供に関する取組はどのようなものか。また、東村山市で導入している「東村山防災navi」

のようなアプリを提供して、市民の利用の便に供することが有効と考えるがどうか。

エ、市民の自主的な取組についてはどうか。

オ、公共施設や拠点施設のエネルギー確保等、機能維持についてはどうか。

②今後の自然災害や感染症拡大に伴う防災対策に関する財政面での備えについて、市としてどのような考えで進めていこうとしているのか。

3点目は、「やさしい日本語」を活用した行政サービスについてです。

現在、外国人の方に情報を分かりやすく伝える手段として、「やさしい日本語」というものが注目をされ、日常の行政情報や生活情報の言い換えなど、様々な分野での活用が広がっているようです。これは阪神・淡路大震災をきっかけに、災害時の避難誘導に役立ててもらおうと考案されたもので、これは外国人だけではなく、子供、高齢者、障害を持つ人など、様々な人にとっても分かりやすい点で有効な伝達手段とされています。

出入国在留管理庁は、今年の2月、国や自治体による外国人への情報発信に「やさしい日本語」の仕様を促すため、ガイドラインを作成すると発表し、つい先日、8月28日に公表されたところです。また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会ポータルサイトにも、「やさしい日本語」に関する詳細な内容が紹介されています。言葉が通じることがふだんの生活はもちろん、災害や急病などの緊急時にも極めて重要です。

今後の日本社会の発展を考えると、外国人の方が今以上に増えていくことは確実であり、これは東大和市も例外ではないものと思います。そうした状況下では、情報の多言語化は不可欠ですが、「やさしい日本語」で補えば、より多くの外国人に情報を伝えることが可能となると考えます。それは外国人のみならず、子供、高齢者、障害を持つ人など、より広範囲の方にも分かりやすい情報提供の在り方となっていくと考えられます。

既に各市の自治体の中では、「やさしい日本語」で防災や生活に関する情報を発信したり、外国人向け相談窓口を導入するなどの動きが広がってきております。東大和市においても、今後の社会的な要請を考慮した取組を検討、実施していただきたく、以下の質問をいたします。

①市の行政情報の提供や窓口での対応に際して、外国人や高齢者等にも分かりやすいような工夫はどのようにされているのか。

②「やさしい日本語」の活用について、市の認識はどのようなものか。

③災害発生時や日常の業務において、外国人や高齢者、子供、障害を持つ方など多様な人々にとって分かりやすいという利点のある「やさしい日本語」での情報提供や業務を進めるべきと考えるが、市の見解を伺う。

4点目は、図書館への電子書籍導入についてです。

私は、これまで行ってきた議会での一般質問等において、東大和市の図書館における電子書籍の導入について、市の見解を伺い、その実施を望んできたところです。今般のコロナ禍における図書館の貸出し業務において、電子書籍を導入した自治体の図書館では、利用者に高評価であったとの報道がこれまで幾つかありました。

例えば6月25日付の日本経済新聞の記事の中では、東京都狛江市の事例が紹介されておりました。狛江市立図書館では、コロナによる図書館の利用制限を機に、補正予算で電子図書館サービスを導入したそうです。図書館の利用制限が続く中で、6月10日にサービスを始めると、開始後2週間で約3,800件の利用があり、評判は上々だということでした。

コロナ禍における図書館サービスを考えるとき、なるべく感染リスクを減らしつつ、図書貸出しサービスを充実させるという点から、電子書籍の導入、貸出しは積極的な検討に値することと考えます。そこで新たな社

会状況を踏まえつつ、電子書籍の導入に関して、現在の市の認識と今後の実施を見据えた研究、検討に関して御見解を伺いたく、以下、質問をいたします。

①コロナ禍における図書貸出しサービスの選択肢として、電子書籍を導入することについての市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえて自席にて行います。よろしくお願い申し上げます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、GIGAスクール構想及び学校教育におけるICT化の推進についてであります。GIGAスクール構想の推進につきましては、児童・生徒1人1台、コンピューターの早期実現をはじめ、学校教育におけるICT環境の整備が求められております。特に新型コロナウイルス感染症に伴う学習面等での対応として、GIGAスクール構想の早期の実現が急務であると認識し、取り組んでまいりました。市といたしましては、東大和市の未来を支える児童・生徒のICT環境を整備し、全ての子供たちの学びを保障してまいりたいと考えております。ICT化による学校教育の新たな展開につきましては、ICT環境を整備することにより、プログラミング教育の充実や、不登校児童・生徒への学びの保障等、学校教育の質の向上を図ることにつながると考えております。一方で、教職員のICT教育、技術の向上が必要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新たな地域防災計画における土砂災害の予防対策についてであります。ハザードマップや市報等により、土砂災害警戒区域等の周知の徹底に努めてまいります。また、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、予報や警報の発表及び伝達、避難・救助、その他、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備してまいります。

次に、災害ボランティアや他自治体からの応援体制についてであります。災害ボランティアにつきましては、社会福祉協議会とともに設置いたします市災害ボランティアセンターを通じて、応援要請を行うこととしております。他自治体からの応援体制につきましては、東京都や多摩地域における災害時の相互応援に関する協定等により、東京都災害時受援応援計画に基づき、体制の整備を進めているところであります。

次に、防災アプリを利用した災害情報の提供についてであります。災害情報につきましては、防災行政無線をはじめ、市公式ホームページ、フェイスブック、ツイッター、安全安心メールなど、様々な媒体を活用して情報提供を行っております。防災アプリは、地域のよりきめ細やかで、総合的な防災情報を提供することができるメリットがあると認識しております。今年からサービスが始まった5Gの動向等も注視し、導入等について研究してまいります。

次に、市民の皆様の自主的な取組についてであります。市民の皆様は、自らの生命を自らが守るという観点に立ち、建築物等の耐震・耐火性の確保や買物や片づけなど、日頃の暮らしの中でできる災害への備えなど、身の安全や日頃からの備えに取り組むこととしております。また、初動活動、避難、被災生活、生活再建の各局面において必要な対応を行うこととしております。

次に、公共施設や拠点施設のエネルギー確保等の機能維持についてであります。自立・分散型電源の整備等により、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進し、災害対策本部が設置される市庁舎につきましては、機能維持を図るため非常用電源の整備等を促進してまいります。公共施設等の電力確保につきましては、

L Pガスの活用や民間事業者との連携の推進、太陽光パネルの設置や、電気自動車等の導入を促進してまいります。

次に、今後の自然災害や、感染症拡大に伴う防災対策に関する財政面での備えについてであります。厳しい財政状況が見込まれる中におきましても、基金等の活用を含めた備えについて、検討を進めていく必要があるものと考えております。

次に、行政情報の提供や窓口対応における分かりやすさの工夫についてであります。お知らせの通知等につきましては、伝えたいことを整理して情報を取捨選択したり、窓口対応につきましては、聞き手となる相手の様子を見ながら、話す声の大きさに気をつけ、ゆっくり話をするなど、相手方が正しく理解できるように工夫をしております。また、行政情報を伝えるチラシやパンフレットにつきましては、必要に応じて、高齢者向けの場合には大きい文字で、外国人向けの場合には、英語、中国語、韓国語などの外国語での表記や、日本語に振り仮名を振るなど工夫をしております。

次に、「やさしい日本語」の活用についての市の認識についてであります。現在「やさしい日本語」に関する統一的な基準はありませんが、書き言葉や話し言葉におきまして、相手方に分かりやすく、正確に情報が届き、理解していただくことが重要であると認識しております。

次に、「やさしい日本語」での情報提供等についてであります。分かりやすく、正確な情報提供等の充実を図るため、「やさしい日本語」の活用について調査研究をしてみたいと考えております。

次に、図書館への電子書籍の導入についてであります。電子書籍は図書館へ来館することなく、資料の貸出し等を受けることができますことから、新型コロナウイルス対策に有効なサービスの一つであると認識しております。しかし、費用対効果等の課題もあるため、引き続き研究をしてみたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、G I G Aスクール構想及び学校教育におけるI C T化の推進についてであります。G I G Aスクール構想の進捗状況につきましては、1人1台コンピューターの購入契約につきまして、今議会で御承認をいただいたところであります。情報通信ネットワークの環境整備につきましては、現在、工事施工に向けた実施設計を進めているところであります。市としましては、年度内に端末とネットワーク環境の整備を整え、令和3年4月からの活用を目指してまいります。

次に、端末機の収納スペースの確保や充電方法、管理などについてのことですが、各教室に電源キャビネットを設置することにより、コンピューターの収納及び充電を行ってまいります。コンピューターの管理につきましては、家庭での活用も踏まえた管理方法が必要であると認識しており、今後、検討を進めてまいります。

次に、高速大容量回線の確保や、デバイス管理システムに関する今後の見通しと、各家庭の通信環境への対応についてであります。高速大容量回線の確保につきましては、1人1台コンピューターの使用に支障がないような、ネットワーク環境整備を目指してまいります。デバイス管理システムにつきましては、各コンピューターに対して、学習者用コンピューターとして適切に運用するための各種の設定を行ってまいります。各家庭の通信環境への対応につきましては、学校の臨時休業中において、家庭におけるコンピューターの活用が難しい児童・生徒に対しては、学校のコンピューターを利用した学習支援を計画し、実施いたしました。今

後、1人1台コンピューターを導入する上で、家庭での利用も想定していく必要があることから、Wi-Fi環境のない家庭に対する対応につきましても、検討を進めていく必要があると認識しております。

次に、ICT活用教育アドバイザーなどの人材の配置についてであります。ICT活用教育アドバイザーについては、教育委員会に対して、ICT環境整備に関する計画策定などについて、助言や支援を行うものとして、文部科学省が相談窓口を開設しております。市教育委員会におきましても、ICT環境整備の仕様書作成などについて、有識者より指導・助言をいただいたところであります。ICT支援員につきましては、学校に配置され、教員の日常的なICT活用についての支援を行うものであります。当市におきましては、現在配置を行っておりませんが、具体的な指導体制の在り方とも関連させながら、ICT支援員の学校への配置について、今後、研究と検討が必要であると認識しております。GIGAスクールサポーターについては、ICT環境整備の設計、工事や納品における事業者対応、使用マニュアル、ルールの作成、使用方法の周知などの取組を支援するものとして、教育委員会に1名の配置を考えております。今後、GIGAスクールサポーターを活用し、1人1台コンピューターの効果的な活用方法など、具体的な検討を進めてまいります。

次に、1人1台コンピューター整備後のランニングコストについてであります。毎年の保守点検、通信費が必要になるものと想定しております。想定される費用額につきましては、今後、具体的に把握していく予定であります。なお、通信費や、管理費などのランニングコストに充当できる国や東京都からの財政措置は、現時点においては示されておりません。

次に、小学校でのプログラミング教育の進捗状況と今後の展開についてであります。令和2年度から必修となりました小学校におけるプログラミング教育につきましては、全ての小学校において取組を開始しております。1学期中の臨時休業などにより、多少の遅れはございますが、学習指導要領において、必修とされている第5学年の算数や、第6学年の理科、総合的な学習の時間における指導を優先し、教科などとの関連を図った指導、各学年において実施してまいります。令和3年度につきましては、1人1台コンピューターに搭載されるプログラミング学習用ソフトウェアを活用し、プログラミング教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、不登校児童・生徒の学習を進める対策の一環として、ICTを活用することについてであります。1人1台コンピューターの導入により、授業動画の配信や、双方向のオンライン授業なども可能になることが想定されております。これらの機能を活用することにより、学校に来られない児童・生徒に対する学習面への指導や、心理面への支援に資するものと認識しております。

次に、ICTを活用して効果的に学習を進めるための教員のICTスキルの向上についてであります。1人1台コンピューターの導入に伴い、様々な授業場面においてICTの活用が想定されております。今後は全ての教員が、ICTを効果的に活用できるようにすることが重要であると認識しております。市としましては、教員のICT活用状況などを踏まえ、市内全ての教員に対する研修を実施するなどし、ICT活用のスキル向上を図ってまいります。

次に、ICTを活用した先進的な取組事例の共有についてであります。1人1台コンピューターの導入に当たり、先進的な取組事例を活用することは、ICTを活用した教育の充実に資するものであると認識しております。市としましては、今後、ICT活用推進のためのプロジェクト委員会を設置し、市内小中学校における具体的な活用事例について検討してまいります。その際には、市内の学校や、他市における先進事例を収集しながら、よりよい授業実践について研究を進めてまいります。また、1人1台コンピューター導入後におきましては、各学校で実践された優れた取組を各学校間のネットワークに保存することなどにより、取組事例の

共有を図ってまいります。

次に、教員のテレワークの推進についてであります。1人1台コンピューターについては、教員への配備も行うことから、授業準備や教材作成などの業務をより効率的に行うことが可能になるものと考えております。なお、教員のテレワークにつきましても、ライフ・ワーク・バランスの観点から、教員個々の業務遂行において有効性が想定される一方、通常の勤務時間帯を超えての業務となることが想定されることや、セキュリティ面での課題もあることから、今後、慎重な検討が必要であると認識しております。

次に、図書館への電子書籍の導入についてであります。図書館へ来館することなく、資料の貸出しや返却を行うことができる電子書籍につきましても、新型コロナウイルス対策に有効なサービスの一つでありますことから、導入を開始した自治体や、導入に向けて具体的な検討を始めている自治体があることは承知しております。しかし、システムの初期導入経費や、電子書籍のライセンス料が高額であること、また利用できる資料が限られていることなどから、まだ多くの自治体が導入については未定となっております。そのため本市におきましても、近隣市の導入状況などを勘案しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 市長、教育長からの御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

1点目のGIGAスクール構想及び学校教育におけるICT化の推進について伺います。

①のアに関してでございます。1点目として、1人1台端末につきましても、実際に現品が市に納入されるのはいつ頃になるのか。また、情報通信ネットワークの環境整備につきましても、実施設計から実際の工事に至るのはいつ頃か。学校の授業などに支障のない範囲で行われるのかどうか、確認をさせていただきたいというふうに思います。また、コロナ禍での万一に備えて、端末だけでもすぐに使用できるような体制を整えることは可能なのか、この点について伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 1人1台コンピューターの導入時期についてであります。全国規模での導入が計画されているため、市場全体で端末が不足している状況があると聞いております。市としましては、年度内をめどに、児童・生徒の学びの充実に向け、できるだけ早期の導入を目指してまいります。

また、情報通信ネットワークの環境整備についてであります。現在、実施設計を進めているところであり、年内をめどに工事に着手できる予定であります。その後、土日や放課後等を活用しながら、教育活動に支障のない範囲で速やかに工事を開始し、できるだけ早期の導入を目指してまいります。

端末の使用時期については、先ほども答弁させていただいたとおり、年度内の導入を目指しているところでありますが、コロナ禍の万一に備えての端末の使用につきましても、現在、東京都教育委員会より貸与された端末を1校当たり70台程度配備しており、再び新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が実施された場合においては、これらの端末を活用することを想定しております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 年度内に整備して、来年度の4月1日からというようなお話も伺っておりますけれども、このコロナの状況の中で、少しでも早く活用できるのが、一番理想的なのかなというふうに思いますので、可能な限り努力していただきたいと思います。また、1校当たり70台程度、東京都から配備をされているということでございますので、これらもしっかりと有効に活用しながら、この現下の状況に即した形でしっかりとこの学びに不足のないような、御努力をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、イの点につきまして、各教室に電源キャビネットを設置するというところでございました。この管理を行うのは、クラスの担任の先生なのでしょうか。破損等を防ぐ指導はどのように行うのか。また、スペースの点から言いますと、クラスの人数によっては教室がさらに狭くなることが考えられますけれども、この点についてどのように対処していくのか伺いたいと思います。また、家庭での活用も踏まえた管理方法が必要ということでもございましたけれども、留意すべき点はどのようなことで、それについてどのように対応していこうと考えておられるのか伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** まず電源キャビネットについてであります。日常の授業において、児童・生徒が積極的に活用することができるように、各教室へ配置することとしております。したがって、その管理については、基本的に学級担任が行うことを想定しております。コンピューターの破損等を防ぐための指導についてであります。全コンピューターに、ケースカバーを着用し、破損等のリスクを低減させるとともに、児童・生徒一人一人に、自分のコンピューターを自分の持ち物として大切に扱わせる教育を充実させてまいります。今後、教育活動にできる限り支障がないように、電源キャビネットの大きさや、設置位置等について検討してまいります。

次に、1人1台コンピューターの管理方法についてであります。留意すべき点といたしましては、端末の破損や紛失、情報モラル等が想定されます。家庭での活用についてのガイドラインを策定するなど、対応を検討してまいります。

以上です。

○**議長（中間建二君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 3時59分 開議

○**議長（中間建二君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**15番（佐竹康彦君）** 管理に関しまして、先生方も不慣れな部分も出てくるかと思っております。しっかりと教育委員会のほうでも手厚いサポートをお願いしたいと思っておりますし、また何分貴重品でございますので、児童・生徒に対しましても貴重品を扱っているんだという認識をしっかりと持ってもらえるような御指導、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、ウのほうに移りたいと思っております。高速大容量回線の確保につきまして、1人1台コンピューターの使用に支障がないような、ネットワーク環境整備を目指すということでございますけれども、具体的な詳細について伺いたいと思っております。

また、デバイス管理につきましては、学習者用コンピューターとして適切に運用するための各種の設定をするということでもございますが、具体的にどのような取組をなされていくのか詳細を伺いたいと思っております。

また、各家庭での利用を想定したWi-Fi環境のない家庭に対する対応につきまして、具体的な取組はどのようなものか、伺わせていただきます。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 高速大容量回線についてであります。国の標準仕様書に示されている基準をもとに、現在の校内ネットワークよりも、さらに高速のネットワークを構築することにより、多くの児童・生徒が授業において、同時にインターネット等を活用する際などにおいても、円滑に接続することができる環境を目指してまいります。

次に、デバイス管理についてであります。USBメモリー等の外部機器の接続を制限するソフトを導入し、情報漏えいやコンピューターウイルスへの感染を防止する取組を行ってまいります。

Wi-Fi環境のない家庭に対する対応についてであります。Wi-Fi環境がない家庭等が一定数いるものと認識していることから、重要な課題であると認識しております。具体的な対応については、今後、調査研究してまいります。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ウイルスの対策につきましては、ウイルスも日進月歩で新たなウイルスが出てくる状況でございますので、新たな状況に対応しながらの御苦労があると思っておりますけれども、対応よろしくお願いたします。

また、Wi-Fi環境の整備につきましても、これ非常に重要な課題でございますので、こちらもしっかりと一人一人の児童・生徒に目配せをしながらの推進、また実施というものについて御検討いただきますよう、よろしくお願いたします。

続きまして、エに関しまして、ICT活用教育アドバイザーにつきましては、今回、仕様書作成等について指導、助言をいただいたということでございました。来年度からの実質的な実施に向けまして、様々な課題が出てくるというふうに予想しておりますけれども、今後もアドバイザーをしっかり活用していく考えか伺いたいと思います。

また、ICT支援員の配置につきましては、以前からその必要性を私も訴えてきたところでございました。先般、学校長の先生方との面談する機会を得て、お話を伺いましたけれども、校長先生、また副校長先生の方々からも、各校へのICT支援員の配置の必要性を強く求められたところでございます。市は研究、検討を経て、これを実現するべきというふうに考えておりますけれども、この点について改めてお考えを伺いたいと思います。

GIGAスクールサポーターにつきましては、教育委員会に1名の配置を考えているとの御答弁でございました。来年度の実施を念頭に置かれている中で、課題山積というふうに思っております。いつ頃、このGIGAスクールサポーターを配置して活用していこうと考えておられるのでしょうか。また、GIGAスクールサポーターの活用によりまして、市として統一的な方法で、全小中学校で同様のレベルでの利活用が推進できるものというふうに考えておられるのか。また、GIGAスクールサポーターと学校の現場の先生方との連携や意見交換など行われるのか、この点について伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） ICT活用教育アドバイザーについてであります。ICT環境整備の仕様書作成について助言をいただいたところです。今後につきましては、市の取組を進めていく中で、必要に応じて活用できるものと認識しております。

次に、ICT支援員についてであります。教員の日常的なICT活用についての支援を行うものであり、1人1台コンピューターを効果的に活用する上で、有効な人材であると認識しております。学校への配置については、具体的な指導体制の在り方とも関連させながら、今後、研究と検討が必要であると認識しております。

最後に、GIGAスクールサポーターについてであります。現在、人選を進めているところであり、できるだけ早期の配置を目指しております。GIGAスクールサポーターを活用することにより、使用マニュアルやルールの作成など、市内の小中学校での取組を支援してまいります。また、今後設置する予定のICT活用推進のためのプロジェクト委員会等において、指導、助言をいただくことを検討してまいります。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ICT支援員につきましても、GIGAスクールサポーターと、またICT活用教育アドバイザーにつきましても、何分、専門家の御意見がやはり重要でございますし、どれだけ現場の先生方の手助けになるか分かりませんので、これも引き続き、前向きに、できるだけ充実した体制で進めていただこうをお願いをさせていただきます。

続きまして、オについていきます。

今後のランニングコストに関しましては、毎年の保守点検と通信費が必要とのことでございますけれども、具体的な金額は、まだ当然かもしれませんけれども、見えてきていない状況だというふうに思いますが、およその見当をつけることができるのかどうか。また、保守点検や通信に関する費用につきましても、スケールメリットの形である程度、価格を抑える方法を取ることができるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、市教育委員会として具体的にどのように費用を抑えていこうと考えておられるのか伺いたいと思います。

また、ランニングコストに関しまして、充当できる国や都からの財政措置は現時点では示されていないというところでございました。GIGAスクール構想を現場で実りあるものとするためには、どうしても一定以上の予算をかける必要が出てきてまいります。市財政に対する負担感は少なくないというふうに思っておりますけれども、この点についての認識を伺いたいと思います。また、今後、市長会や教育長会等、各機会を通じて国や都へ財政措置を働きかける予定があるのか、伺いたいと思います。

また、端末の利活用を進める上でのコストということでございますと、例えば児童・生徒が自宅で端末を使って学習を進める場合、家庭によっては通信費がかさむ可能性がございます。この点を鑑みまして、通信費や通信環境の整備に関して、就学援助費での取扱いや、そのほかに補助などを検討する必要があるというふうに考えておりますけれども、学習環境の公平性の観点から、このことについて市として積極的な取組をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） まず、今後のランニングコストについてであります。想定される費用額については、今後、見積りを取るなどして具体的に把握していく予定であります。なお、製品保証についてありますが、当市の仕様書では、本体端末だけでなく、キーボード及びACアダプターを含んだ保証となっていることや、自然故障、物損故障に対応した保証とし、回数無制限で無償対応としていること、バッテリー交換についても全ての機器において実施することとなっており、保守点検の費用を抑える一助となると考えております。

次に、ランニングコストにつきましても、1人1台のコンピューターを活用した教育活動を全校で実施するに当たっては、相応の財政負担が想定されるものと認識しております。今後、様々な機会を捉えて、国や東京都からの財政措置について働きかけることに努めてまいります。

最後に、家庭における通信費や通信環境の整備についてであります。コンピューター端末導入直後においては、まずは学校での効果的な活用を重視してまいります。今後、再度の臨時休業や、家庭での活用が進んだ場合には、家庭での通信費の負担をお願いすることも必要になってくるものと認識しております。この家庭における通信費や、通信環境の整備への補助などにつきましても、先ほど答弁いたしましたWi-Fi環境のない家庭に対する対応も含めて、現状の把握や課題の整理等を進め、今後の方向性について検討してまいります。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 新しいことを始める、またそれを継続していくには、大変予算がかかるということも

重々承知しておりますので、この手当、非常に苦勞多いところであると思っておりますけれども、引き続き御努力をお願いしたいと思いますし、また各家庭によって、この通信環境、本当にばらばらでございますので、そこら辺は教育委員会としても十分御認識されていると思っておりますので、これらにつきましても先ほど申し上げました点、就学援助費等での取扱い等、また様々な工夫を凝らしていただければなというふうに、強くお願いをさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、②に移ります。

②のアといたしまして、小学校でのプログラミング教育について、非常に今回、コロナによって出ばなをくじかれた感が否めませんが、御答弁では多少遅れはあるけれども、第5学年の算数や、第6学年の理科、総合的な学習など、優先順位をつけてお取り組みいただいているということでございました。現場の先生方の御努力をいただいて、何とか各校、各学年でプログラミング教育を軌道に乗せて推進していただきたいというふうに考えてございますけれども、今後の取組の詳細を伺いたいと思います。

また、令和3年度は1人1台の端末に搭載された学習用ソフトウェアを活用するというところでございますけれども、これはどのような内容で、どのような効果を見込んでいるのか伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 小学校におけるプログラミング教育であります。全ての小学校において年間指導計画を作成し、取組を開始しております。まずは学習指導要領において必修とされている、第5学年算数や第6学年理科、総合的な学習の時間における指導の実施を図った上で、各学年、各教科における指導を実施してまいります。

1人1台コンピューターに搭載される予定のプログラミング用ソフトウェアについてであります。自分が意図した動きに対して、ブロックを用いてプログラミングを組み上げていく教材となっております。ステージをクリアしながら学習を進める形式となっており、プログラミング的思考とともに、プログラミング学習への興味関心や学習意欲の向上を図ることができると考えております。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

ともかく、教科に嫌だな、苦手だなという意識を持つと、その教科に対する興味も努力もなくなってしまうことが多々ございますので、プログラミング教育、面白いなということを、まずは子供に思ってもらえるような、思ってもらえるようなという言い方もなんですけれども、そういった御努力をお願いしたいと思いますし、また何よりもプログラミング教育は、もちろんその操作等もそうなんですけれども、論理的思考力を養うことが何よりも重要であるということでございますので、この点についてもしっかりと留意しながら、論理的思考という観点では、国語やその他の教科とも通底するものでございますので、こういった点についても留意していただきながら、進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、イにつきまして、授業動画の配信や双方向のオンライン授業によります不登校の児童・生徒の学習支援や指導、また心理面への支援に資するというような御答弁をいただきました。こうした取組を、各校でぜひとも進めていただきたいというふうに思います。再度、ICT化の推進によって、不登校児童・生徒への対策のメリットについて、学習支援でのメリット、心理面への支援のメリットに分けて、市としての見解を詳細に伺いたいと思います。また、取組を行う際には、担任の先生が個別に配信動画の作成などの対応をされるのか、各校である程度の役割分担をされていくのか、教育委員会としてどのようなサポートをされていくのか、お考えを伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 不登校児童・生徒へのICT活用についてであります。学習面でのメリットとしましては、授業動画の配信やオンライン授業等を通じて、自宅にいながら授業に参加するなど、児童・生徒の学びの保障が挙げられます。また、心理面でのメリットとしましては、ビデオ会議アプリ等を活用し、教員と双方向でつながることにより、児童・生徒の心のケアに資するものと認識しております。

続きまして、不登校児童・生徒へのICT活用についてであります。不登校児童・生徒の対応につきましては、個々の児童・生徒の実態に応じて組織的に行うということが重要であることから、各校において個々の不登校児童・生徒に合わせた取組を、学校全体で行っていく必要があると考えます。教育委員会としましては、授業動画の配信や双方向のオンライン授業等の取組につきまして、ICT活用推進のためのプロジェクト委員会等において、今後検討してまいります。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** 様々な事情、またその子の個性によりまして、不登校、また集団行動が苦手というお子様もいらっしゃるかというふうに思いますので、ぜひともその個々の状況に合わせた、個性に合わせた教育を、このICTの推進によって実現できる可能性が大いにあるというふうに考えておりますので、これもまた本当に各校の先生方、教育委員会の皆様には御努力いただくことになると思いますけれども、この点につきましても、ぜひともいい効果が出るような取組、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ウについて、教員の方々のICTスキルの向上についてでございます。

学校長の先生方とお話をさせていただいた中でも、このICTスキルの向上、教員の方々のICTスキルの向上については、その重要性を再確認をさせていただきました。教師こそが最大の教育環境との視点に立ったとき、整備されたハードをいかに有効に活用していくかは、教員の方々の知恵と工夫と技量にかかってございます。ぜひ、スキル向上の機会を設けて、その成果を子供たちに還元していただきたいというふうに思います。御答弁いただいた実施する研修の内容なども含め、どの時期にどのような取組をしていくのか、今後の詳細について伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 教員のICTスキルの向上についてであります。全ての教員がICTを効果的に活用できるよう、端末導入前や導入後などにおいて、市内全教員に対する研修や、学校ごとの研究、研修、課題別の研修などの実施を想定しております。なお、具体的な実施時期や詳細の内容等につきましては、今後検討し、計画的な実施に努めてまいります。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** この年代の幅も大きくございますので、苦手な先生、得意な先生いらっしゃると思います。ぜひとも全ての先生が同程度のレベルまでいくような研修、よろしくお願ひいたします。

続きまして、エに移ります。

ICTの活用につきましては、各教科はもとより先ほど申し上げた不登校の児童・生徒への学習支援や、特別教育の分野での活用、食育や学校行事への応用など、様々な先進的な取組があることと思います。先進事例を活用することの具体的なメリットについて、再度、御認識を伺いたいと思います。

そして、御答弁ではICT活用推進のためのプロジェクト委員会を設置して検討をするということでしたが、どのようなメンバーで構成され、どのような活動をし、その成果をどのように還元していくのか伺います。

また、ある専門家のお話を伺った際には、各校の垣根を越えて、市内の教員有志でLINEグループを活用

して、簡便に、また積極的に情報共有をしたほうが良いというふうな提案もされておられました。様々なツールを活用して、よい事例を市内全域に素早く横展開できる体制を整えることが重要であるというふうに考えてございます。御答弁では、各学校間のネットワークを活用した取組事例の共有を図ると述べておられましたけれども、その詳細を含め、様々なツールを活用した横展開に関する市の御見解を伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 先進的な取組事例を活用することのメリットについてであります。様々な授業場面におけるICTの活用を多くの教員で共有することにより、効果的、効率的によりよい実践につなげることができることが挙げられます。

ICT活用推進のためのプロジェクト委員会につきましては、小・中学校長及び今後のICT教育推進において、校内でリーダーシップを取ることができる教員、またGIGAスクールサポーターなどで構成し、具体的なICTの活用事例等について検討してまいります。また、取組事例については、各学校間のネットワークを活用し、市内各小・中学校に還元してまいります。

続きまして、各学校間のネットワークを活用した取組事例の共有についてであります。令和3年度より導入される統合型校務支援システムの活用を想定しております。なお、様々なツールの活用につきましては、小学校教育研究会や中学校教育研究会等における活用が想定されます。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** すばらしい機器は皆さんで共有して、その成果を多くの児童・生徒の皆さんに享受していただけるような取組、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、オにまいります。

教員のテレワークの推進についてでございますけれども、実際に他の自治体で職務に就かれておられました学校長の先生から、強くこのテレワークの推進ということをお話の中で御要望いただきました。コロナ禍の現状も踏まえまして、また特に小学校教員に女性の方が多いという実情を踏まえますと、テレワークの推進は教育現場の働き方改革を大いに進めるものというふうな、私自身、認識を新たにいたしましたところでございます。

御答弁では、勤務の時間の問題、セキュリティーの問題などを指摘しておられました。他の自治体、例えば町田市では、セキュリティーの課題などに対応してシステムを構築して、テレワークを推進し、現場の先生方に好評だとお話も伺いました。この件に関します他自治体の動向について、どのように把握しておられるのか伺いたいと思います。その上で、そうした事例を参考に、東大和市として考えられる課題と、その解決についてどのように検討を進めるのか、お考えを伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 教員のテレワークの推進についてであります。他自治体の動向につきましては、町田市については令和元年度よりテレワークのできる環境が整備され、臨時休業期間においては、パソコンを活用してリモートでの会議を実施したと聞いております。

課題についてであります。教育委員会としましては、平成31年3月に策定した東大和市立学校における教員の働き方改善計画に基づき、まずは教員の時間外勤務を縮減する取組を進めていくことが重要であると認識しております。その上で、教員のテレワークが、通常の勤務時間外に行われる場合のメリットとデメリットを整理し、教員の時間外勤務の縮減につながる対策を取ることや、セキュリティー体制の整備などが重要な課題であり、教員の働き方改革との整合性や情報セキュリティーについての具体的な整備方法について、今後、研究と検討が必要であると認識しております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 教員の方のテレワークにつきましては、しっかりと現場の先生方の声を伺っていただきまして、それを受け止めて積極的に推進していただければというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

いずれにいたしましても、このGIGAスクール構想の推進、またICT化の推進等につきましては、本当に今後の子供たちの将来の必須のスキルとなってくると同時に、教員の方々の働き方も大きく、また教育のその方法論においてのその根本は変わらないと思いますけれども、方法論においての大きな変化になってくると思いますので、様々、予算もかかるし、御苦労もたくさんあると思いますけれども、十分な効果が東大和市の児童・生徒の上に現れるようにお取組を強くしていただきたいと思います。要望してこの質問を終わらせていただきます。

次に、2点目の防災力強化の取組について伺いたいというふうに思います。

前回、地域防災計画が修正されたのが、平成25年の3月でございまして、東日本大震災から2年が経過したときでありました。今回の修正は、前回から7年が経過しているわけでございます。この7年の間には、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震、また毎年のように大雨や台風など甚大な被害が出ておるところでございますし、また、ただいまこの台風の発生で非常に大きな警戒体制が敷かれているところでございます。何十年かに1度と思われるような自然災害が頻発しているのが、昨今の状況でございます。この間の状況を考慮した上で、今回の地域防災計画は修正されているというふうに認識してございますけど、まずどのような点に留意して修正を進めたのか確認をさせていただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 修正に当たり留意した点でございますけれども、前回の修正後に改正された災害関連法規や、地震災害、風水災害の教訓を踏まえまして、防災意識や自助の啓発、消防団、自主防災組織による応急対策の充実、外国人支援対策、非常時のエネルギー確保、避難所におけるペット同行者、それから避難所以外における被災者への対応、それと土砂災害警戒区域の指定への対応、これらに留意して修正を進めたところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 様々なところに留意していただきながら、よりよいものにブラッシュアップしていただいたものというふうに認識をさせていただきました。

土砂災害のことについてなんですけれども、土砂災害の予防対策につきましては、これまで私も含め、市議会公明党といたしまして、ハザードマップの作成とその情報の周知について、議会の場でも要望し、推進をしております。市長の御答弁でも、ハザードマップや市報等により、土砂災害警戒区域等の周知徹底をされるということでございますけれども、その具体的な方策についてお聞かせいただきたいと思います。

また、警戒区域ごとの土砂災害の情報収集をはじめ、予報、警報の発表、伝達、避難、救助、土砂災害の防止のための警戒避難体制の整備などをするというふうなお話いただきました。こちらそれぞれの方策、またその仕事に当たる人員をどう確保していくのかなど含めて教えていただきたいと思います。

また、土砂災害の予防に関しましては、情報収集や警報の伝達などとともに、そもそも土砂災害が起きないようなハード面での予防策を講じる必要があるというふうにも考えてございます。道路の改良や、急傾斜地への対策など、様々な課題があるというふうに思いますけれども、市として、今後、ハード面での予防策にどのように取り組むおつもりなのか伺いたいと思います。

ハード面の対策をするとした場合、どうしても危険度の高い地域から優先的に取り組まなければいけないと

いうふうを考えますけれども、この点に対する見解も合わせて伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） ハザードマップにつきましては、今年の3月にですね、A2版の両面刷りのマップを作成いたしました。片面が浸水土砂災害ハザードマップ、もう片面が土砂災害ハザードマップと避難情報などを掲載してございます。市報及び市公式ホームページで周知したほかですね、改定した防災マップと合わせて全世帯への配布も行ったところでございます。

次の段階といたしましては、土砂災害に関わる情報の収集や警戒等の伝達、あるいは警戒避難体制の在り方などにつきまして検討し、整備していく必要があると考えてございますけれども、人員的には現状の中で対応せざるを得ないということで考えておりますので、まずは修正した地域防災計画に関連するマニュアルの見直しを優先して、この中で課題の整理も合わせて進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、土砂災害対策におけるハード面での予防対策についてでございますけれども、基本的には東京都が担うことになっているところでございます。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定は、管理者や地権者に斜面对策等を義務づけるものではなく、警戒避難体制の整備などの、いわゆるソフト対策を推進することを目的としています。法の趣旨からは、土砂災害のリスクがあることを意識し、緊急避難について事前に検討するなどの対策が重要であると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。様々な形で、まずは人命の被害を出さないということを中心にですね、何とかこの土砂災害、被害を最小限に抑える、またなくすような御努力、様々な点で市として努力できる部分、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、災害ボランティアについて伺います。

これまで継続的に行っていただいております東大和市災害ボランティア体験訓練の成果と、そこで確認された課題がどのようなものなのか、またそれらの課題に対処するために、市としてどのような取組をしようと考えておられるのか、この点について伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 災害ボランティア体験訓練の成果と課題についてでございますが、成果といたしまして、高校生、また大学生3名に参加していただくことができ、若い世代の参加を促進し、ボランティアに関心を持っていただくことができたこと。また、障害者、外国人等、コミュニケーションに困難を伴う方々に、被災者役として参加していただくことで、コミュニケーションを取るためのツールの必要性が再確認できたこと。以上、2点が成果となっております。

また、課題といたしましてはですね、マニュアルにおける各種の様式、ボランティア受付の流れ、被災者とボランティアのマッチング方法の見直しが必要であると認識しております。市といたしましてはですね、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター協議会の一員でありますことから、協議会の皆様とともに見いだされた課題について検討し、実践的な訓練になるよう、マニュアル等を再点検を行っていきたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 私も、何か所か災害ボランティアに参加させていただきまして、やはり非常に大きな助けになる部分でもございました。しかし、それが事務的なことにしても、うまくかみ合っていないと効果も半減するようなことも感じましたので、ここら辺の取組、しっかり事前の準備、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、災害情報の提供について伺いたいと思います。

提供すべき情報をより多く、より正確に把握していくことが、やはり重要じゃないかなというふうに考えてございます。国におきましては、内閣府が戦略的イノベーション創造プログラムで、基盤的防災情報流通ネットワークというものを開発してございます。これは被害が想定される地域や、被災した現場の様々な情報を迅速に整理し、電子地図上に表示するものでございまして、平成31年度から内閣府防災担当が運用してございませぬ災害時情報集約支援チームで、本格的に運用開始しております。

この活用によりまして、刻々と変化する被害推定情報や、インフラ被災推定情報を地図上へ表示することによりまして、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められ、避難所の避難者数、道路の通行止め箇所、給水拠点など、同じ地図上に表示し、物資支援等の配布も最適な巡回ルートを選定することができるというふうになっているようでございます。さらに災害廃棄物の収集におきましても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管場所、通行止め箇所との情報を同一の地図上に表示することにより、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にするようでございます。災害時の被害の抑制と的確な救援や早急な復旧を進めるために、この基盤的防災情報流通ネットワークの情報を共有し、活用できるようにするべきだというふうに考えてございます。防災情報システムの改修も伴うようでございますけれども、この点についての市の御見解を伺いたいというふうに思っております。

○総務部参事（東 栄一君） 基盤的防災情報流通ネットワークの情報の共有と活用についてでございますけれども、今、御説明があったとおりですね、内閣府におきまして災害時情報集約支援チーム、I S U T（アイサット）と呼ばれるチームだそうですが、各地域の災害対応を情報面で支援するために、現地に派遣され、活動する運用が平成31年度より開始されてございます。

このI S U T（アイサット）は、基盤的防災情報流通ネットワークを活用し、各関係機関からの情報の集約と地図化を行うと。それから、各関係機関にフィードバックするとされておりますけれども、平成31年度から運用が始まったばかりということで、まだ最前線で対応する市町村を支援する手法が、十分に確立されていないということでございます。ということで、その辺の課題ということでございますので、当面は情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 市町村で活用できるようになりましたら、ぜひとも積極的な活用をよろしくお願ひしたいと思います。

また、情報の収集等に関しまして、収集された災害情報をいかに市民へ提供していくかということにつきまして、市長の御答弁では、防災行政無線をはじめとする様々な媒体を通じて提供を行っているということでございました。これまで運用してきた中での課題と今後の強化策について伺いたいと思います。

また、壇上でも申し上げました、市民への防災情報の新たな提供ツールとして、東村山市で導入している「東村山防災navi」というアプリがございませぬ。これはどのようなものと把握されているのか、またその利点はこういったところにあるのか。また、導入した場合、どのような効果が期待できるのか、どのくらいのコストがかかるかなどを伺いたいというふうに思います。その上で、やはりこういった新しい形での情報提供も積極的に検討し、導入に向けて進めていくべきであるというふうに考えますけれども、市の見解を再度確認させていただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） これまで運用してきた課題ということでございますけれども、適時適切な災害情

報、避難情報の提供体制の在り方などですね、検証と見直しが必要と考えてございます。また現在の更新工事を進めております防災行政無線、これにつきましては、台風、豪雨の渦中では、やはり十分な情報伝達は、依然として難しい状況にあるというふうには認識しているところでございます。今後の強化策についてでございますけれども、これまでも様々な媒体を通じて情報提供をしまいましたが、どんな媒体から情報収集できるのかを御存じない市民の方がたくさんおられるのも事実ですので、まずそのあたりの周知から努めたいというふうに考えているところでございます。

次に、東村山市で導入している防災アプリについてでございますけれども、防災情報に関する総合的なアプリケーションだと認識してございます。気象情報や防災行政無線の放送内容、避難場所などが確認できるほか、市民の皆さんが、身の回りの災害情報を投稿することができ、投稿された市内の災害情報は、誰でも確認できる仕組みになっていると伺っております。利点としましては、行政だけでは把握できない市内の災害情報を共有することでですね、地域のよりきめ細やかで総合的な防災情報を提供することができると認識してございます。コストにつきましては、イニシャルコストが税抜で300万円ほど、ランニングコストが年115万円ほどとのことでした。新たな形の情報提供に対する見解でありますけれども、ここで防災行政無線をデジタル化いたしますから、他の情報システムとの連携がしやすくなると思います。これまでも防災アプリを含めですね、実現可能性の仕組みを様々模索してまいりましたけれども、今後も当面は引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひと、前向きな御検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、市民の自主的な取組について伺います。初動活動、避難、被災生活、生活再建の各方面で必要な対策を行うという御答弁でございました。

自主的な取組を行うということにつきましては、それに対する市民への情報提供や啓発活動、周知活動が欠かせないというふうに考えておりますけれども、これをどのように継続的に行おうとされておられるのか。

そして、上に挙げた4つの局面における今後の市の取組はどのようなことを展開していこうと考えておられるのか、伺いたいと思います。

合わせまして、公明党といたしましては、以前よりマイ・タイムラインの活用を訴えておりますけれども、今後とも、ぜひと力を入れて取り組んでいただきたいというふうに望んでおります。この点に関する今後の取組についての市の考えを伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 市民の自主的な取組に対する市の側の取組についてでございますけれども、従来とあまり変わらないんですけども、市報、公式ホームページ等の情報媒体や、各種防災訓練、防災フェスタ、あるいは自治会などのですね、防災訓練や防災講話などで周知等に組み込んでまいりたいと考えてるところでございます。

それから、タイムラインの活用につきましては、今回、ハザードマップにそのタイムラインを掲載いたしました。今後、既存の防災訓練等に組み込むことができるかどうか含めて、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひと、御努力、よろしくお願ひいたします。

続きまして、非常用電源の整備等について伺います。

公共施設等のエネルギー確保などについてでございますけれども、市として市庁舎に関して、非常用電源の整備等、促進するという御答弁をいただきました。

これにつきましては、東京都が補助制度をつくり、充実、強化を進めております。東京都は、令和2年度予算で、市庁舎の非常用電源設置支援を引き続き推進する予算を確保しているように聞いてございます。こうした補助制度なども活用して、なるべく早く非常用電源等の整備を進めてほしいというふうに思いますけれども、この点に関する市としての取組がどのようになっているのか、今後どうしていくのかについて伺いたいと思います。

また、東京都におきましては、さきの市庁舎への非常用電源整備などとともに、自主防災組織の活動に支障が生じないよう、地域防災活動拠点における電源確保のための市町村の取組を支援する、そういったことになってございます。市長答弁では公共施設等の電源、電力確保について、LPガスの活用や民間事業者との連携、推進、太陽光パネル設置、電気自動車の導入など、促進するというところでございました。

御答弁にあるような市の今後の取組について、改めて詳しく伺うのと合わせまして、東京都で開始しております地域防災活動拠点への支援なども積極的に利用しながら、地域の防災体制の充実を図っていただきたいというふうに考えますけれども、この点についての御見解も伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 1点目の市の市庁舎の非常用電源装置の整備につきましては、発災後、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるようにすること。また、地震によって、非常用電源の機能が喪失されることを防止するということが目的でございます。平成31年度に、市におきましても、東京都が実施する非常用電源設備方針等についての策定の支援を受けました。今後、設備の整備方針案の精査を通しまして、特定財源をしっかりと確保することを見据えて、方針について定めてまいりたいと考えております。

2点目の公共施設の電力確保につきましては、現在、避難所となる小学校におきましては、都市ガスの方式、中学校におきましては、プロパンガス方式の空調機器の設置工事が進められておるところでございます。また庁用車につきましては、既に複数台、電気自動車を導入してきております。今後も市の財政を含めて、総合的な判断をする中でですね、様々な電源確保の充実を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 災害対応時に、市の災害の災害対応の中心となる拠点が、動きが止まってしまうようであれば、本当に市民の皆様の命にも及ぶことも考えられますので、引き続き御努力をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、財政のほうにお話をさせていただきます。今後の自然災害に備えた財政の在り方についてでございますけれども、ここ近年、大規模な被害を伴う風水害が毎年のように起こってございます。当市におきましても、今後も過去30年、40年とは比較にならないような被害が毎年のように頻発しないとも限りません。そのためには予防策を施し、いざ災害が起きたときには速やかに復旧に努めなければならないわけでございますけれども、それを推進するためには多くの財政面での支出を伴うことが、今回の被害において改めて確認をされたというふうに認識しております。

今後の自然災害に備えて、十分な対策を取るためにも財政面での備えが重要であると認識しておりますが、市長答弁でも、厳しい財政状況が見込まれる中、基金活用を含めた災害に対する備えを検討というふうにございます。改めて、この点に関する市の現状認識を詳しく伺いたいと思います。

○財政課長（鈴木俊也君） 今後の自然災害に対する財政面での備えについてであります。例えば令和元年10

月の台風19号によります土砂災害の復旧につきましては、現在も取組を進めているところではございますが、このような大きな災害が発生した場合、その復旧には多額の支出を伴うということが、改めて分かったところでございます。市では、厳しい財政状況ではございますが、決算での剰余金を財政調整基金に積み立てるなど、臨時的な支出等に備えているところではございますが、今後も自然災害への対応につきましては、必要に応じて国や東京都の補助金等を最大限活用するよう努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。それらを見通す中で、基金の活用につきましても、検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 今後、進めていくべき財政の備えでは、基金への積立てがまず考えられますけれども、今後この基金への積立てをどのようにしていこうと考えておられるのか。決算時の剰余金から一定額以上、もしくは何%かを着実に積み立てていくという考えがあるのか伺います。また、市財政だけで復旧に対応するのではなく、当然東京都や国からの財政支援があるというふうに考えております。今回の事例におきまして、東京都や国からの財政支援を受ける際の課題はどのようなものがあつたのか。例えば書類作成までの時間の問題、復旧工事に対応する業者の依頼、また対応する職員の方々のオーバーワーク等々、様々な課題があつたかというふうに思っております。こうした課題を受けまして、今後、都や国からの支援を受けるための作業をスムーズに進めるための体制、どのように整えていこうと考えておられるのか、この点について伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 基金への積立てについてでございますが、現在のところ自然災害や感染症拡大に伴います防災対策を目的としました基金への積立額等の目標は、現在のところ持ち合わせてはございません。しかしながら、災害時等の緊急的な支出に対応するためには、基金の活用は不可欠であると考えているところでございますので、財政調整基金を一定額以上、確保することによりまして、今後も対応していきたいと考えているところでございます。

また、財政支援を受けるに当たってでございますが、まず職員によります現地の状況確認、また必要経費の把握など、現地の面での対応と、国や東京都からの財政支援の内容や、また起債などの財源措置の関係に加えまして、それらを受けるための必要な書類の把握など財政面での対応がでございます。それらの連携を図ること、また情報共有を早い段階から行うことで、効率的な事務処理を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 財政的な面につきましても、実際の行動の面におきましても、災害対策というのは本当に市民の皆様の生命と財産を守る重要な業務であり、施策というふうに認識してございますので、今後とも引き続き様々な面での努力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3点目、「やさしい日本語」を活用した行政サービスについて伺います。

まず、①につきまして、御答弁では通知等については、情報の取捨選択、窓口等については、相手の様子を見ながらゆっくり話すなどの対応をしていただいているということでございました。情報の取捨選択において、伝えるべき内容を過不足なく、分かりやすく伝える工夫がどのようになされているのか、詳細に伺いたいと思います。

市のホームページでは、自動翻訳機能を利用した英語、中国語、韓国語での表示、また画面表示などの読み上げ、振り仮名、文字拡大などに対応していただいておりますけれども、この効果をどのように取られているのか、利用者の反応などがあるのか伺いたいと思います。

また、例えば「やさしい日本語」の「やさしい」には、他人に対して思いやりがあるという点での優しいと、理解や習得がしやすいという点での易しいの2つの意味が込められているようでございます。書くときは、文章を分かりやすく書いたり、漢字にルビを振るなどの工夫がある。また、話すときはゆっくり分かりやすい言葉で話す。相手の話をゆっくり聞く、丁寧語で話すなどの工夫があり、尊敬語や熟語はなるべく使わないことなどもポイントとされているようでございます。窓口対応などでは、ゆっくり話す中で、行政用語や定型的な言い回しなど、分かりやすく説明されるために、どのような努力をいただいているのか、この点についても伺いたいと思います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 1点目にいただきました、ホームページの関係で御答弁させていただきたいと思います。

ただいま議員のほうからも御紹介いただきましたとおりですね、現在、市の公式ホームページにおきましては、7点ほど閲覧支援機能を御用意させていただいております。具体的には、1点目にテキストの読み上げ機能、2点目に文字の拡大機能、3点目に背景色と文字色を変更する機能、4点目にはマウスポインターの位置を分かりやすく表示する機能、5点目に漢字に振り仮名を表示する機能、6点目は文字を認識しにくい方のために画面全体の色を変える、こういった機能です。7点目に、日本語を外国語に変更する自動翻訳機能の7点でございます。これらの機能に関しましては、市が平成24年度に実施いたしました市公式ホームページのリニューアルの際に、行政情報の取得しやすさというものを向上させるための取組の一環として導入したものでございます。

先ほど御質問いただきましたその効果についてでございますけれども、閲覧支援を必要とする皆様の状況に応じまして、それぞれの機能、使用者、選択いただいて御活用いただいているものというふうに認識してございます。

また、利用者からの反応についてでございますけれども、参考に、令和2年8月におけますアクセス数を見させていただきますと、自動翻訳の機能に関しましては約280件ほど、その他の閲覧支援機能につきましては、合計しまして約700件ほどの実績があったというところでございます。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 2点目の「やさしい」の2つの意味合いについてでございますが、市役所の窓口には、高齢者の方や外国人の方など様々な方がお見えになります。それぞれのお立場に立った丁寧な対応を大切だと考えております。その意味で、例えば研修の面では、新入職員に対しまして、採用時に接遇研修を実施しております。言葉遣いなどの最低限のマナーを習得させることが目的でございます。その後、各配属先におきましては、それぞれの職場において、OJTにおいて、例えば定型的な言い回しではない、あるいは専門用語をなるべく分かりやすい言葉でお伝えするなどですね、そういう分かりやすい窓口の対応ができるように努めております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。御丁寧な、御努力をいただいているということを確認させていただきました。

次に、②について伺います。市長答弁では、「やさしい日本語」に関する統一的な基準がないということ。また、情報伝達においては、分かりやすく正確に伝え、理解していただくことが重要との御認識を示していただきました。この点について、さらに詳しい御説明いただきたいというふうに思います。

また、壇上でも述べましたけれども、出入国在留管理庁では、国や自治体による外国人への情報発信に、「やさしい日本語」の使用を促すためのガイドラインが作成され、この8月28日に公表されました。法務省のホームページでも確認ができるようになっておりまして、既に担当課等におきまして、御確認をいただいているものというふうに思っております。今後このガイドラインが、一定の基準となっていくというふうに思いますけれども、このガイドラインを活用した取組など、どのようにしていこうと考えておられるのか伺います。

○文書課長（加藤泰正君） 「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことと捉えておりますが、例えば用語の置き換え例や、話し言葉や書き言葉の留意点など、それらをまとめた「やさしい日本語」を市で統一的に使用する基準につきましては作成しておりません。

次に、情報伝達におきましては、外国人や高齢者など、相手方の背景にある状況が個々に異なるため、受け手となる相手の立場に立ち、どのようにすれば伝わりやすいのかを状況に合わせて考え、実践することが大切であると考えております。

また、出入国在留管理庁が作成したガイドラインにつきましては、書き言葉に焦点を当てた在留外国人向けのものとなっており、対象や内容が限定的なものとして認識しておりますが、「やさしい日本語」を使用する際の一つの例といたしまして、今後、職員への周知を行うことで、こうした取組への理解を深めることができると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

在留外国人の方、外国語よりも実は日本語で説明されたほうが分かりやすいというような調査結果も出ておりますので、ぜひともこの分かりやすい日本語で情報伝達するということが、またそれは取りも直さず、壇上でも申し述べましたとおり、高齢者の方、また障害者の方、子供さんなどにも分かりやすくなるのはもう必然でございますので、こちら辺も留意していただきながらお取組をお願いしたいというふうに思います。

既に「やさしい日本語」を活用した情報提供を取組をしている他の自治体がございます。例えば横浜市や川崎市、函館市、船橋市、甲府市、綾瀬市、横須賀市、柳川市等と様々あるようでございます。他の自治体の取組の事例として、どのようなものを把握しておられるのか、またそれに対する見解がどのようなものか伺いたいと思います。また、今後、調査研究をしていきたいというふうな御答弁いただいておりますけれども、具体的にどのように進めていこうとお考えなのか伺います。

○文書課長（加藤泰正君） 1点目のやさしい言葉を活用した他自治体での取組事例ではありますが、外国人住民向けへの対応として、横浜市では職員が文書を作る際のルールと例文集の作成、川崎市ではSNSを活用した情報発信、船橋市では防災ハンドブックの作成などがあると把握しております。それぞれの自治体におきまして、現時点では全ての業務において対応しているわけではなく、目的を絞り、「やさしい日本語」を念頭に入れた取組を実践しているものと認識しております。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 2点目の今後の対応についてでございますが、御提案の趣旨は重要なものと認識しております。しかしながら、現時点におきまして、まだ具体的な方向性、あるいは進め方というものは、定まっている段階ではございません。したがって、様々な部署にも関わる内容でもございますことから、他市の事例や、御紹介のありました出入国在留管理庁のガイドライン、そういうものを参考に、情報の収集、精査の上、今後の方向性を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひ、この「やさしい日本語」での情報発信、また窓口対応などができるように積極的な研究と、検討を通して実施に向けた取組をお願いしたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

続きまして、4点目の図書館への電子書籍導入について伺わせていただきます。

4点ほど、ちょっと再質問をさせていただきます。

まず1点目が、電子書籍の他自治体での導入、運用実績がどのようなものなのか、多摩26市を中心としつつ東京都23区の状況、また可能であれば東京都以外の地域における状況など、把握されているものについて伺いたいと思います。

2点目といたしまして、コロナ禍における電子書籍での図書貸出しサービスのメリットには、どのようなものがあると認識しておられるのか、詳しく伺いたいと思います。

3点目といたしましては、御答弁では費用対効果の課題、初期導入経費とか高額などございました。予算面における課題はどのようなものか詳細に伺います。

4点目といたしまして、電子書籍の導入におけるハード面での課題には、どのようなものがあるかと考えておられるのか伺いたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） それでは、まず1点目の電子書籍の近隣市の状況ですが、まず多摩地域につきましては、八王子市が平成19年度から、昭島市が令和2年5月12日から、狛江市が令和2年6月10日から電子書籍のシステムを導入しております。運用実績につきましては、八王子市では新型コロナウイルス対策によりまして、通常の開館ができていないという状況ではありましたが、5月の利用状況につきましては、前年の約7倍の8,800冊余りの資料の貸出しがあったと伺っております。

また、昭島市につきましては、7月の貸出冊数ですが、こちらは約500冊。それから狛江市につきましては、6月10日のサービス開始の時点から約1か月間の間ですが、閲覧件数としては約4,200件、貸出冊数としては1,600冊余りというふうに伺っております。

それから、区部につきましては、千代田区、渋谷区、中野区、豊島区で導入されていると伺っております。

それから、全国的なところですが、一般社団法人電子出版制作・流通協議会という組織がございますが、こちらの報告によりますと、令和2年7月1日現在で、実施している自治体数は100自治体、電子図書館数は97館、こちらは4つの市町で、一つの電子図書館を合同で運営しているということで、97館ということになっております。

続きまして、2点目の御質問のコロナ禍におけるメリットということでございますが、1点目としましては来館せずに資料の貸出しや返却を行うことができるため、飛沫感染のリスクがなくなるほか、資料を手にすることもありませんので、接触感染のリスクもなくなるという点があります。それから、端末をお持ちであれば、いつでもどこでも利用が可能ということも利点かなと思っております。

それから、3点目としましては、返却につきましては、これは返却期限が来ますと、自動的に返却処理されてしまいますので、慌ててこちらへ来るとか、そういうこともないというのも、メリットかなというふうに考えております。

それから、御質疑の3点目の予算面での課題につきましては、1点目としましては電子書籍システムの初期設定費用ですが、こちらが70万円以上かかるというふうに伺っております。

それから、2点目としまして、契約の方法にもよりますが、年間の資料の利用料金ですね、こちらが、初年度、例えば800冊程度から始めたとしても、400万円以上が必要になってくるというようなことで、さらに各自治体とも利用料金を増額しているというふうな状況がございます。

それから、3点目ですが、資料の調達の方法ですが、こちらの買取りと、2年間の期限つき、利用回数によって契約すると。その3通りありますが、そのための単純に計算はできませんけれども、一般的に購入している書籍に比べると割高になるというふうに向っています。

それから、4点目ですが、資料の種類が限られているということ、それから資料は借受けという形になりますので、蔵書には含めることができません。そのため資料費の購入とは別に、また新たな予算組みが必要になってくるということがあります。

5点目としましては、電子書籍と、さらに紙の書籍と両方のものをそろえることが必要になってくるかなということが課題として考えております。

最後のハード面の課題ですが、こちらにつきましては電子書籍のシステムの導入につきましては、現在の図書館に入れている図書館システムに連携させるという方法が1つ。それから、電子図書館として単独で運営する方法と、この二通りございます。

当市の図書館システムにおきましても、電子書籍のシステムを連携させることは可能なんですけど、ただしそのシステム構築費に数百万円かかるというふうに向いております。

ただしですね、図書館システムに連携させた場合にはですね、現在、利用者がお持ちの利用カードの番号による一元的な管理ですとか統計処理、こういったものが可能になってきますので、各、既に導入されている自治体につきましては、図書館システムのほうに、システムの更新時に連携を図っていくというような自治体が多いというふうに向っています。

それから、ハード面の2点目としましては、利用者側に電子書籍を使える端末というものを持っていないと、これ利用できませんので、こちらも課題かなというふうに考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

メリットも、また様々な課題も伺いました。その上で、教育長の御答弁もいただきましたけれども、私としましては、ぜひともこの電子書籍の導入について前向きに、様々な課題があってもというわけにいかないのは重々承知しておりますけれども、前向きに研究、検討を重ねてほしいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上で、今定例会におけます私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時54分 延会